別紙

独立行政法人国立健康・栄養研究所
平成２３年度　業務実績評価シート

平　成　２　３　年　度　評　価　項　目　に　つ　い　て

評価区分	２３年度計画記載項目	頁
評価シート１ （生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究）	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	１
	１　研究に関する事項を達成するための措置	１
	（１）　国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項を達成するための措置	１
	ア　生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究	１
評価シート２ （日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究）	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	４
	１　研究に関する事項を達成するための措置	４
	（１）　国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項を達成するための措置	４
	イ　日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究	４
評価シート３ （「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究）	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	６
	１　研究に関する事項を達成するための措置	６
	（１）　国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項を達成するための措置	６
	ウ　「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究	６
評価シート４ （研究所の研究能力の向上及び食育推進のための調査研究）	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	８
	１　研究に関する事項を達成するための措置	８
	（１）　国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項を達成するための措置	８
	エ　研究能力の向上のための措置	８
	オ　効果的な栄養教育手法の開発	８
評価シート５ （論文、学会発表等の促進）	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	１０
	１　研究に関する事項を達成するための措置	１０
	（２）　研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置	１０
	ア　論文、学会発表等の促進	１０
評価シート６ （講演会等の開催、開かれた研究所への対応）	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	１１
	１　研究に関する事項を達成するための措置	１１
	（２）　研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置	１１
	イ　講演会等の開催	１１
	ウ　開かれた研究所への対応	１１
評価シート７ （研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置）	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	１３
	１　研究に関する事項を達成するための措置	１３
	（３）　研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置	１３
評価シート８ （健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置）	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	１５
	２　法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置	１５
	（１）　健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置	１５

評価区分	２３年度計画記載項目	頁
評価シート９ （社会的･行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置）	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	１７
	２　法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置	１７
	（２）　社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置	１７
評価シート１０ （国際協力､産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置）	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	１８
	２　法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置	１８
	（３）　国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置	１８
評価シート１１ （栄養情報担当者（NR）制度に関する事項を達成するための措置）	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	２０
	２　法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置	２０
	（４）　栄養情報担当者（ＮＲ）制度に関する事項を達成するための措置	２０
評価シート１２ （情報発信の推進に関する事項を達成するための措置）	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	２１
	３　情報発信の推進に関する事項を達成するための措置	２１
評価シート１３ （運営体制の改善に関する事項を達成するための措置）	第２　業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置	２２
	１　運営体制の改善に関する事項を達成するための措置	２２
評価シート１４ （研究･業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置）	第２　業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置	２５
	２　研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置	２５
評価シート１５ （職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置）	第２　業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置	２６
	３　職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置	２６
評価シート１６ （事務等の効率化･合理化に関する事項を達成するための措置）	第２　業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置	２８
	４　事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置	２８
評価シート１７ （評価の充実に関する事項を達成するための措置）	第２　業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置	２９
	５　評価の充実に関する事項を達成するための措置	２９
評価シート１８ （業務運営全体での効率化を達成するための措置）	第２　業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置	３１
	６　業務運営全体での効率化を達成するための措置	３１
評価シート１９ （外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置）	第３　財務内容の改善に関する事項を達成するための措置	３３
	１　外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置	３３
評価シート２０ （経費の抑制に関する事項を達成するための措置）	第３　財務内容の改善に関する事項を達成するための措置	３４
	２　経費の抑制に関する事項を達成するための措置	３４
評価シート２０ （予算、収支計画、資金計画）	第４　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	３４
	１　予算	３４
	２　収支計画	３４
	３　資金計画	３４
評価シート２１ （その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置）	第５　その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置	３６

国立健康・栄養研究所　評価シート（注：第３期中期計画一年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	２３ 年 度 計 画	２３ 年 度 業 務 実 績
第１　中期目標の期間			
第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 通則法第２９条第２項第３号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	
１．研究に関する事項	１．研究に関する事項を達成するための措置	１．研究に関する事項を達成するための措置	
（１）国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項	（１）国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項を達成するための措置	（１）国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究に関する事項を達成するための措置	
研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省及び地方自治体等における健康づくり施策に必要不可欠な科学的知見を集積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行うこと。	研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省及び地方自治体等における健康づくり施策に必要不可欠な科学的知見を集積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行う。		
ア　生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究	ア　生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究 運動・身体活動や適切な食事による生活習慣病の一次予防、身体活動や食事といった環境因子と遺伝的因子の相互作用の解明、並びに運動と食事とによるテーラーメード予防法に関して、ヒトを対象とした試験、動物や細胞等を用いた実験を行う。特に、安全で効果的かつ実効性のある一次予防策開発に資する調査及び研究に特化・重点化する。	ア　生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究	
	ａ　運動・身体活動や適切な食事による生活習慣病予防、運動と食事指導の併用効果等について、実験的、疫学的、文献的な調査及び研究を行う。これにより食事摂取基準、運動基準等を策定するための科学的根拠を提示する。	ａ　運動基準、食事摂取基準等の改定のための科学的根拠の提示 ①運動基準 2006 で示された身体活動量、運動量、体力の基準の妥当性について検討するための、大規模無作為割り付け介入研究を実施する。 ②健康づくりのための運動基準 2006、エクササイズガイド 2006 改訂に資するための文献的研究を実施する。 ③食事摂取基準に資するために、様々な生活習慣病と栄養摂取に関する文献的研究を実施する。 ④「特定保健指導」における身体活動量評価ならびに身体活動・運動介入のプログラムを構築する。 ⑤様々な特性（職業、運動習慣、生活環境、年齢など）を有する成人および小児を対象に、二重標識水法を用いて、1 日当たりの身体活動レベルおよび総エネルギー消費量のデータを蓄積する。それにより、食事摂取基準における推定エネルギー必要量の改定に資する資料を提供する。平成 23 年度は、特に座位中心の職業従事者や中学生における身体活動レベルの評価法を確立することを主な課題とする。 ⑥ヒューマンカロリメーターや活動量計などを用いて、	①運動基準 2006 で示された身体活動量、運動量、体力の基準の妥当性について検討するための、大規模無作為割り付け介入研究を実施した。平成 24 年 3 月末日現在 1,051 名の登録・割付が完了した。 ②健康づくりのための運動基準 2006、エクササイズガイド 2006 改定に資するための文献的研究を実施し、高齢者の自立度低下や認知機能低下を予防しうる身体活動量などを含め、171 本の該当論文を精読し、メタ解析を実施し、基準策定のためのエビデンスを整理した。 ③食事摂取基準策定に参考にされた文献のデータベースを構築し、11 月に策定スタッフ向けデータベースを公開した。 ④疫学研究の分析結果から、「特定保健指導」における標準的質問票における身体活動・運動評価のための３つの質問と３次元活動量計による身体活動量との間に関連があることを明らかにし、３つの質問の妥当性を検討した。 ⑤食事摂取基準における推定エネルギー必要量の改定に資するため、二重標識水法を用いて、１日当たりの身体活動レベルおよび総エネルギー消費量のデータを蓄積し、そのデータを分析した結果、職業や移動手段・運動習慣で身体活動レベルが推定できることが示唆された。 ⑥活動量計を用いた分析により、小学生において、歩・走行以外の生活活動の時間には差がみられず、歩・走行活動時間に男女差がみられた。また、日常生活における連続的な不活動と食欲に関連がみられたため、身体活動の連続性が脂質酸化量や食欲に与える影響について、ヒューマンカロリメーターを用いて研究を進めている。これらにより、身体活動がエネルギーバランスに与える影響を検討した。 ⑦人間ドック受診者を対象とした大規模コホート研究を継続し、約 3,800 名のコホート参加者を得た。

		特に幼児・小学生の身体活動内容(特に強度や歩行活動)を特定すること、身体活動がエネルギーバランスに与える影響を検討することにより、肥満の予防や解消に寄与する知見を獲得する。 ⑦人間ドック受診者を対象とした大規模コホート研究を実施し、食事・身体活動・食行動意識、心理的要因等と生活習慣病発症との関連性や、運動と食事の保健指導効果について検討する。	食事・身体活動・食行動意識、心理的要因・遺伝的要因等と生活習慣病発症との関連性について明らかにした。
	ｂ　ヒトを対象として、遺伝因子と各栄養素摂取量、身体活動量、エネルギー代謝等との関係を明らかにし、生活習慣病発症の遺伝、環境リスクの相互作用を解明する。	ｂ　生活習慣病発症における遺伝、環境リスクの相互作用の解明 ①罹患同胞対法を用いた全ゲノム解析で２型糖尿病感受性領域としてマップされ、遺伝子の同定に至っていない染色体領域の解析や GWAS を用いて新たな２型糖尿病感受性遺伝子を同定する。 ②複数のコホート研究において、これまでに明らかになった肥満や糖尿病関連遺伝子の生活習慣病発症への寄与や、栄養・運動や食習慣との相互作用について明らかにする。	①Imputation 法により直接ジェノタイピングした SNP と 1000 ゲノムプロジェクトでジェノタイピングした SNP を解析したところ、新たに２型糖尿病感受性遺伝子を同定できる可能性が示唆された。 ②大規模無作為割り付け介入研究コホートにおいて、GWAS を用いた分析により、身体活動量の個人差に関連する遺伝子多型の候補を抽出した。今後候補遺伝子アプローチを用いて、より多くの対象を用いた分析をすすめる。また、人間ドック受診者を対象としたコホートで、肥満や糖尿病関連遺伝子多型について、生活習慣病発症への寄与および食事や運動習慣との交互作用について検討した。
	ｃ　遺伝子改変動物を用いて、運動や食事指導によってメタボリックシンドローム及び生活習慣病がいかに予防されるのかを、遺伝子解析等による分子レベルでの機序解明を試み、運動と食事指導による生活習慣病のテーラーメード予防法の開発に資する科学的根拠を提示する。	ｃ　遺伝子改変動物等を用いたテーラーメード予防法開発にむけた科学的根拠の提示 ①高脂肪食が、糖尿病・メタボリックシンドロームを発症する分子メカニズムを解明するために、既に作製した遺伝子操作動物あるいは脂質過剰摂取生活習慣病モデル動物を用いてインスリン分泌のメカニズムや肝臓のインスリン抵抗性メカニズムについて検討する。さらに運動におけるインスリン抵抗性改善メカニズムについて検討し、糖尿病・メタボリックシンドロームの改善や予防法の開発につなげる。 ②マクロニュートリエント（脂質、炭水化物、蛋白質等）の過剰、過少摂取で生じる生活習慣病の発症機序とそれらの予防、治療法に関する研究を行う。身体活動量増加とマクロニュートリエント摂取バランス、食品成分による生活習慣病予防機序の研究を中心に行う。	①欧米人と同様、日本人においても 2 型糖尿病感受性遺伝子として同定された TCF7L2 の機能を膵β細胞特異的に低下させたトランスジェニックマウスは、発生、分化の段階から膵β細胞量が低下することにより、インスリン分泌が障害され、耐糖能異常を来すことが明らかとなった。またなぜ肥満では糖新生が亢進し、かつ脂肪肝を呈するかについて明らかにするために、高脂肪食を負荷した肝臓特異的 Irs1 欠損マウスと肝臓特異的 Irs2 欠損マウスを用いて解析した結果、肥満に伴う高インスリン血症により肝臓の Irs2 の発現が低下するため糖新生が亢進し、一方 Irs1 の発現は変化しないため、Irs1 を介したインスリンシグナルはむしろ増強され脂肪肝を呈することが明らかとなった。 ②運動によって発現増加するのはこれまで知られていたアイソフォーム PGC-1α-a ではなく、新規アイソフォーム PGC-1α-b と PGC-1α-c であり、その増加にβ2-AR 刺激が大きく寄与している。運動反応性の高い PGC-1α-b を骨格筋だけに過剰発現させた PGC-1α-b マウスの運動継続能力が高いことを明らかにした。この機序として、ミトコンドリア生合成、血管新生、脂肪酸輸送機能の増加が示唆された。骨格筋の機能を増加させることにより、運動能力が高まることが示された。 　食後高脂血症（中性脂肪の高値）は冠動脈疾患の独立した危険因子であり、食後高脂血症の発症機序の解明と予防法の開発が求められている。食事性油脂投与後 3 時間で非常に強い高脂血症を示すマウス系統を見いだした。リポタンパク質の合成亢進とＬＰＬ活性低下が認められ、高脂血症のモデルマウスとなることが示された。

国立健康・栄養研究所　評価シート（注：第３期中期計画一年度目）

中期目標	中期計画	２３年度計画	２３年度業務実績

評価の視点等	【評価項目　第１－１（１）ア　生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究】	自己評定	S	評　定	A
		２型糖尿病感受性遺伝子の同定とその機能の解明は順調に進んでおり、大規模コホートの解析から新たな知見を得るなど、生活習慣病予防のための研究成果は着実にみられている。		（委員会としての評定理由） 運動基準改定のための大規模コホート研究、インスリン分泌のメカニズムや肝臓のインスリン抵抗性発症メカニズムに関する知見等、生活習慣病予防における研究成果として評価できる。 （各委員の評定理由） ・多面的な研究が行われ、それぞれ成果を挙げている。 ・これらの研究の相関、全体目標との関係を明確にされたい。 ・概ね年度計画に沿った実績となっている。 ・インスリン分泌のメカニズムや肝臓のインスリン抵抗性発症メカニズムに関する知見、運動時に骨格筋で発現が増加する転写共役因子が運動時の骨格筋の機能を増加させることにより運動能力を高めることを示す等大きな成果を挙げており、生活習慣病予防に向けた優れた業績がある。また、大規模無作為に割り付けた介入研究を実施し、ベースラインデータから我が国のサルコペニア基準値を提示し、運動基準改訂に寄与した。 ・大規模な介入を含め、精力的な取り組みが進んでいることが評価できる。 ①PAL を指標とした職種別の差や通勤手段との差は興味がもたれる結果である。これらの結果と mental health との関係についても取り組んでほしい。 ②運動と食事の併用効果についてもっと踏み込むべき。 ③生活習慣病予防に関する研究のロードマップの提示があるとなおよい。 ・大規模コホート研究などへの取り組みは高く評価できるが、明らかにした副次的な研究成果を運動基準や食事摂取基準などに反映させていただきたい。 ・３つの年度計画各々について、順調に取り組みがなされている。１－a について、継続的な大規模コホート研究が進み、課題に対する方向性が得られつつあるといえる。各種基準策定以外にも、これらの研究の成果を公表・周知するなど具体の活用が望まれる。特に、１－ｂ、ｃについては、学術研究としての価値は高いものの、その成果の意義付けをより明確にすることが望ましい。 ・中期計画にそって確実に研究を推進していることは認めるが，内容が運動に偏っており，「食事の併用」の部分がやや弱い。今後の改善を期待する。 ・全体の目的との関係がよくわからない（プレゼンされた研究と全体の関係）。 ・1－a など国の研究としてはｎが少ないのでは。 ・Ｓに至る質であることがわかるようには呈示されていない。 （その他の意見） ・論文になっているものは必ずその文献情報を付記していただきたい。
［数値目標］ －		－			
［評価の視点］ ・研究の質は高く保たれているか。		実績：○ 生活習慣病予防や治療につながる新たなインスリン分泌のメカニズムや肝臓のインスリン抵抗性発症メカニズムについての知見が得られた。さらに、運動時に骨格筋で発現が増加する転写共役因子は、運動時の骨格筋の機能を増加させることにより、運動能力が高まることが示される等、大きな成果が出ており、生活習慣病予防に向けた優れた業績があった。			
・生活習慣病予防や健康づくり施策の推進やガイドライン策定に寄与するものであるか。		実績：○ 厚生労働省策定の「運動基準 2006」で示された身体活動量、運動量、体力の基準の妥当性について検討するため、大規模無作為割り付け介入研究を実施し、そのベースラインのデータから、わが国のサルコペニア（筋肉減弱症）基準値を提示し、運動基準改定に寄与した。			
・研究の結果（介入方法など）が特定健診・保健指導の実践に活用されているか。 また、食事摂取基準・運動基準のエビデンスに採用されているか。		実績：○ 大規模コホート研究は、長期にわたる研究期間を必要とするので、まだ研究の結果を保健指導の実践に生かすに至っていないが、現時点においても社会科学的に重要な知見が見いだされており、将来の施策に寄与する可能性が大きいと評価する。			
・大規模コホート研究から得た結果が生活習慣病予防のために活用されているか。		実績：○ 上欄に同じ			
・研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な成果に関する将来展望が示されているか。		実績：○ 研究成果は、主に欧文原著論文として、インパクトファクターの高い国際的に主要な学術誌に発表している。コホート研究については、中長期的な観点に立って、計画的かつ効果的な実施を図っている。			
・研究成果の意義が適切に示されているか。		実績：○ 研究成果の意義について、適切に示した。			
・長期的（10 年以上）な観点から成果を評価する必要がある調査研究について、具体的な成果に関する将来展望が示されているか。		実績：△ 大規模コホート研究等、現時点では成果を実践に生かすところまでは至っていないが、社会科学的に重要な知見を見いだすなど、副次的な研究成果が見られている。			

国立健康・栄養研究所　評価シート（注：第３期中期計画一年度目）

中期目標	中期計画	２３年度計画	２３年度業務実績
イ　日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究	イ　日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究 日本人の食生活の多様性を科学的に評価するための指標及び調査手法を開発し、それが健康に及ぼす影響について疫学的な調査及び研究を行う。また、それらに基づく食生活改善法の開発と施策への提言を行う。特に日本人の食事摂取基準等の科学的根拠となるデータの蓄積と「健康日本２１」の評価及び次期「健康づくり運動」策定への応用を目指す。	イ　日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究	
	ａ　栄養に関する実践において最も基本的かつ重要な指針である「食事摂取基準」について、平成２５年度に予定される改定作業開始に向け、系統的レビューを平成２４年度まで重点的に行う。また、今後の改定に向けて、ヒトを対象とした疫学的研究及び基本的情報の収集等を継続的に行う。	ａ　食事摂取基準策定のための栄養疫学研究及び基本的情報の収集 ①「食事摂取基準」に資するために、2010 年版策定時までの関係基礎資料をすべて収集・分類・解読し、データベースに登録する。また、策定の効率化や内容向上を目的として、文献のエビデンステーブルを作成する。今後の策定や普及・啓発事業において、当該データベースが十分活用されるよう、ホームページへの掲載および厚生労働省及び関係諸機関に必要十分な資料や技術の提供を行う。 ②「日本人の食事摂取基準」(2010 年版）の普及・啓発事業に積極的に参画するとともに、普及啓発のための、ホームページ・書籍・資料・パンフレット等を作成する。また、海外への発信も含めて、報告書や資料の英訳等を進める。 ③食事摂取基準の策定に資する基礎資料を得るための、ヒトを対象とした以下の栄養疫学研究および実験栄養学研究を実施する。 ・地域在住高齢者及び介護施設入所者の栄養摂取状況やビタミン・ミネラル栄養状態を調査する。 ・妊産婦の栄養摂取状態と骨代謝に関して、横断的・縦断的に検討する。 ④栄養摂取状態の適切なアセスメント法を開発するための研究を実施する。 ⑤食事に関連する生体指標（バイオマーカー）を確立するために、栄養成分の健康影響について以下の研究を実施する。 ・ビタミンＡ及びビタミンＤに着目して分子レベルで検討し、生体指標としての可能性を探る。 ・閉経後女性を対象に、ビタミンK2 の骨代謝マーカー及びその他の生体指標に及ぼす影響を検討する。	①「食事摂取基準」に資するために、2010 年版策定時までの関係基礎資料をすべて収集・分類・解読し、データベースを構築し、昨年 11 月に策定スタッフ向けデータベースを公開した。また、次期の「日本人の食事摂取基準」(2015 年版）策定にむけて、食事摂取基準研究事務局を設置し、厚生労働省、各機関と連携し策定方針の検討を開始した。 ②「日本人の食事摂取基準」(2010 年版）の普及・啓発のため、当研究所監修の「ポケット食事摂取基準」出版、研究成果発表会（参加者 102 名）の開催、各地方自治体などが主催する講習会への講師派遣、現場レベルでの活用支援を実施した。また、世界へ向けた「日本人の食事摂取基準」(2010 年版）の発信を目的として、英語版概要を作成した。 ③食事摂取基準の策定に資する基礎資料を得るために、栄養疫学研究および実験栄養学的研究を他機関と共同で実施した。 ・地域在住高齢者の高次生活機能低下に関わる生活習慣・栄養摂取の要因や、全般的な食事摂取状況を明らかにした。 ・妊産婦の栄養摂取状態と骨代謝に関する調査を開始した。 ④栄養摂取状態の適切なアセスメント法を開発するために、食事頻度調査法の妥当性などを検証した。 ⑤食事に関連する生体指標（バイオマーカー）を確立するために、栄養成分の健康影響について以下の研究を実施した。 ・初期のインスリン抵抗性の指標として注目されているビタミンＡ結合タンパク質（RBP4)の定量法を確立するために大腸菌を用いた大量調整を行ったところ、His-RBP4 発現ベクターを用いることにより RBP4 タンパク質を可溶化できることを明らかにした。 ・ビタミンＤによる膜を介した情報伝達系にはビタミンＤ受容体は関与しない可能性を見出した。 ・ビタミンK2 の補給摂取が、閉経後女性の骨質の評価指標を改善する可能性を明らかにした。
	ｂ　「健康日本２１」の最終評価及び次期「健康づくり運動」の策定に向けた、効果的で実効性のある運動・食事指導プログラムの開発と普及、国及び地方自治体等の施策の推進に資する研究を行うことが重要であることから、これらの手法の開発、国民健康・栄養調査の機能強化及びデータ活用に資する検討を行う。	ｂ　国民健康・栄養調査の機能強化及びデータ活用に関する検討 「健康日本２１」の最終評価及び次期「健康づくり運動」の策定に向けて、効果的で実効性のある運動・食事指導プログラムの開発と普及を行うとともに、国民健康・栄養調査の機能強化とデータ利活用を通じて、個人の生活習慣の改善を環境面から支援するための施策に資する研究を行う。 国や地方自治体の要請や必要性に応じて、国民健康・栄養調査ならびに自治体が独自に実施する健康・栄養調査の機能強化やデータ活用に関する技術支援を引き続き行う。	・「健康日本２１」の最終評価のため、国民健康・栄養調査データの経年変化を整理し、各指標における目標値の達成の有無を統計学的検定により明らかにした。また次期「健康づくり運動」の策定に向けて、個人の生活習慣の改善を環境面から支援するための施策に資することを目的として、平成 22 年国民健康・栄養調査の世帯別所得のデータから生活習慣等との関連について分析を行った。さらに国民生活基礎調査と国民健康・栄養調査のレコードリンケージを行うことにより、個人別の協力率について検討した。 ・国や地方自治体の要請や必要性に応じて、国民健康・栄養調査ならびに自治体が独自に実施する健康・栄養調査の機能強化やデータ活用に関する技術支援を行った。

評価の視点等	【評価項目　第１－１（１）イ　日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究】	自己評定	A	評　定	A
		「日本人の食事摂取基準（2010 年版）」の普及啓発事業として、研究所主催の講演会を開催し、また各地の講習会に多数の所員が講師として参加する等、国民の健康の維持・増進に寄与した。また、当該基準に関して収集した基礎資料、文献等を整理しデータベースを構築し、将来の栄養疫学部門の研究と実践に大きく寄与した。		（委員会としての評定理由） 「日本人の食事摂取基準」の普及啓発のための講演会の開催や各地の講習会への講師派遣等は評価できる。また、次期改定においては超高齢社会に向け各年齢階層別に明らかにすることや、現場での活用状況及び活用上の課題把握についても研究されることを期待する。 （各委員の評定理由） ・研究所の中心的業務であり、成果を挙げていることが認められる。 ・概ね年度計画に沿った実績となっている。 ・「日本人の食事摂取基準（2010 版）」の普及啓発のため、研究所主催の講演会の開催、各地の講習会への講師として参加する等、国民の健康の維持・向上に寄与した。また、当該基準に関して収集した基礎資料､文献等のデータベースを作成し、将来の栄養学部門の研究と実践に貢献している。 ・新しい知見は少ないが、これまでの調査研究の成果の普及（書籍、講演、研修、ホームページの充実等）に尽力したことが認められる。 ・日本人の食事摂取基準の策定に関する疫学研究においては高く評価し、唯一の機関として期待している。特に、高齢者に該当する基準の策定においては、超高齢社会に向け、次期改定までに各年齢階層別に明らかにできることを期待する。 ・２つの年度計画が順調に実施されていると判断する。「日本人の食事摂取基準（２０１０年版）」の普及について、各種の媒体により積極的に活動していることは評価できる。但し、昨年度も指摘したことであるが、これら活動によりどの程度普及しているかの検証を併せて行うことが必要であろう。 ・食事摂取基準に関する研究は，国民の健康への寄与から考えても，非常に重要である。次期改定に向けての研究として，現場での活用状況及び活用上の課題の把握についても扱う必要があろう。 ・国民健康・栄養調査結果を用いて、国の健康政策である健康日本２１最終評価に寄与したこと、平成２２年調査結果から今後の日本における重要課題である「健康格差」の提言をしたことを高く評価する。 ・２－a レビューのデータベース及び公開は国の研究所として重要な役割として評価できる。引き続き質の高い提供を期待する。 （その他の意見）
［数値目標］ －		－ 実績：○ 栄養疫学的研究の成果は、国内外の一流の学術誌に掲載されるなど、質の高い研究を行った。			
［評価の視点］ ・研究の質は高く保たれているか。					
・わが国の栄養疫学研究の進歩や健康づくり施策の推進に寄与するものであるか。		実績：○ 地域在住高齢者の高次生活機能低下に関わる生活習慣や食事摂取状況を明らかにするなど、わが国の栄養疫学研究の進歩に寄与する研究を実施した。			
・日本人の食事摂取基準を策定（改定）するために有用な資料となるものであるか。		実績：○ 地域在住高齢者の高次生活機能低下に関わる生活習慣や食事摂取状況を明らかにし、また妊産婦の栄養摂取状態と骨代謝に関する調査を開始するなど、食事摂取基準の策定に資する基礎資料を得ることができた。			
・策定に有用な資料やデータベース等を作成・管理・公開しているか。		実績：○ 食事摂取基準（2010 版）策定時までの関係基礎資料を全て収集・分類・解読し、データベースを構築し策定スタッフ向けに公開した。			
・国や地方自治体が実施する健康増進施策の立案や評価に用いることができる客観的なデータとなっているのか。		実績：○ データの質は客観的かつ精度の高いものである。			
・研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。		実績：○ これらの研究成果は主要な学術誌に論文として発表するとともに、普及啓発事業を通じて広く一般への広報活動を行った。また、関連する文献のデータベース化と一般公開は、将来、栄養疫学部門の研究とその実践において大きく寄与すると考える。			

中期目標	中期計画	２３年度計画	２３年度業務実績
ウ　「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究	ウ　「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究 「健康食品」に含まれる食品成分の有効性及び健康影響に関して、実社会における使用実態等を把握するとともに、ヒトに対する影響を評価する手法を開発する。その結果を幅広く公開し、「健康食品」に関わるリスクコミュニケーションに資するデータベースの更新及び充実を継続して行う。	ウ　「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究	
	ａ　「健康食品」等の健康志向に基づく食品の使用実態等の情報を収集・把握し、食品表示並びに食品成分の健康影響に関する調査研究を実施する。 　また、「健康食品」摂取の安全性に関しては、動物実験及び細胞実験等による健康影響評価研究を実施し、これらに関する情報発信を行う。	ａ　「健康食品」等の素材成分に関する情報収集及び健康影響に関する調査研究 ①抗酸化物質を含有するいわゆる健康食品等について、抗酸化力測定や消費者意識調査等による実態把握を行う。また、いわゆる健康食品中に含まれる抗酸化物質の大量摂取が健康に及ぼす影響について調査する。 ②微生物定量法が主たる分析法として設定されている栄養成分に対する、効率的な分析法の開発を行い、妥当性確認を行う。また、測定成分の曖昧さにより分析法が確立されていない成分に関して、三大栄養素を中心に検討を行う。 ③「健康食品」の表示並びに「健康食品」に含まれる微量栄養成分の栄養生理学上の調査・研究を行う。 ④疾病モデル動物における「健康食品」素材の健康影響評価を行う。また、医薬品の効果や安全性に対する「健康食品」素材の影響を評価する。 ⑤「健康食品」に利用されている成分の論文情報を収集し、メタ分析等によりその健康影響を評価する。 ⑥食事条件との関連でダイエット関連のハーブの安全性を検討する。	①抗酸化物質大量摂取時の安全性評価として、ビタミンＣの大量経口摂取が、運動時の有意義な応答（抗酸化酵素の誘導等）を抑制するという先行研究結果をラットを用いて検証したところ、抑制は認められずビタミンＣの大量摂取時の安全性を危惧する結果は示されなかった。 ②微生物定量法の効率化を目的とした、ATCC 9080 凍結乾燥体の作成を行い、公定法と同等の評価が可能である事を明らかにした。また、炭水化物の評価において必要とされる食物繊維の分析方法について、新規分析方法の評価と他の機関との連携による室間共同試験の実施に関して協議を行った。 ③初期のインスリン抵抗性の指標として注目されているビタミンＡ結合タンパク質(RBP4)の定量法を確立するために大腸菌を用いた大量調整を行ったところ、His-RBP4 発現ベクターを用いることによりRBP4 タンパク質を可溶化できることを明らかにした。 ・βカロテン-ビタミンＡ転換酵素の遺伝子発現様式を定量的 RT-PCR によって観察したところ、ビタミンＡによる発現誘導は認められなかった。 ・ビタミンＤによる膜を介した情報伝達系にはビタミンＤ受容体は関与しない可能性を見出した。 ・ビタミンK2 の補給摂取が、閉経後女性の骨質の評価指標を改善する可能性を明らかにした。 ④自然発症高血圧ラットに ACE 活性阻害作用による降圧剤と類似した作用機序のサーディンペプチドを単独あるいは併用摂取させたところ、降圧剤の血圧調節作用に影響はなかった。肝・腎機能指標値はほぼ正常の範囲内で推移し、顕著な病理組織学的な変化も認められなかった。 ⑤「健康食品」に利用されている成分の論文情報を収集して、それらの健康影響評価を行った。 ⑥ダイエット関連ハーブとして多用されているコレウス・フォルスコリに肝臓薬物代謝酵素の誘導作用があること、その作用に対して素材の規格化に利用されているフォルスコリンはほとんど関与しないこと、抗凝血薬のワルファリンと相互作用を起こすことを動物実験で示した。
	ｂ　「健康食品」に関する正しい知識の普及と健康被害の未然防止並びに拡大防止を目的に、公正で科学的な健康食品の情報を継続的に収集・蓄積し、それらの情報を効果的に国民に提供する。また、「健康食品」の利用実態や有害事例に関連した調査研究を行う。	ｂ　「健康食品」に関する公正な情報の提供 ①『「健康食品」の安全性・有効性情報（hfnet)』サイトの掲載情報を継続的に更新するとともに、それらの情報の効果的な発信等に関連した調査研究を行う。また妊婦のサプリメント利用に関する調査と情報提供を行う。 ②『特別用途食品・栄養療法エビデンス情報(fosdu)』のサイトについても掲載情報を更新する。	①「『健康食品』の安全性･有効性情報（hfnet)」サイトに関して、厚生労働省等と連携して、ニーズ把握及びデータ追加を行った。特に安全性・被害関連情報については積極的に情報収集して迅速な提供に努めた。作成した情報の内訳は、新規情報が約 220 件、更新・追記情報が約 380 であった。また、消費者に親しみやすいクイズ形式のコンテンツを作成・掲載した。登録会員への更新情報メールの配信（毎月)、健康食品に関するメールや電話での問い合わせ、新聞などの取材に適宜対応した。サイトへのアクセス数は 8000 件／日以上が維持できていた。前年度行った妊婦を対象とした調査結果から、必要と思われる情報提供のためのパンフレットを作成した。 ②(社)栄養士会と連携して運営している「特別用途食品・栄養療法エビデンス情報」サイトに適宜情報を追加した。作成した情報の内訳は、新規情報が約 11 件、更新・追加情報が約 17 件であった。サイト全体を見直し、リンク切れ等の修正、サイトの利用環境に関して適宜対応した。アクセス数は、約 500 件/日であった。

評価の視点等	【評価項目　第１－１（１）ウ　「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究】	自己評定	A
		いわゆる健康食品中に含まれている抗酸化物質の大量摂取時の安全性評価として運動時の有意義な応答を抑制するか検証したところ抑制は認められず、抗酸化物質大量摂取時の安全性を危惧する結果が示されないなどの成果を挙げた。また、「特別用途食品・栄養療法エビデンス情報」のデータベース（最新版）を一般公開し、医療現場での根拠に基づいた栄養療法の促進に寄与した。	
［数値目標］ ・健康食品の安全性・有効性情報データベースの閲覧が１日平均8,000件以上維持できているか。		当該サイトへのアクセス件数は一日8,000件以上が維持されている。	
［評価の視点］ ・研究の質は高く保たれているか。		実績：○ 初期のインスリン抵抗性の指標として注目されるビタミンA結合タンパク質(RBP4)の定量法を確立するために大腸菌を用いた大量調整を行ったところ His-RBP4 発現ベクターを用いることにより、RBP4タンパク質を可溶化できることを明らかにした。	
・食生活や生活習慣など、健康を総合的に考慮した健康食品の位置づけ、必要な情報提供ができているか。		実績：○ 「健康食品の安全性・有効性情報」データベースの更新、追加を行い、「特別用途食品・栄養療法エビデンス情報」のデータベースに適宜情報を追加し、一般に公開した。アクセス件数は前者が一日8,000件以上、後者が一日約500件であった。	
・情報発信はタイムリーに行われているか。		実績：○ 特に健康食品の安全性・健康被害に関する情報について、迅速な収集及びホームページ等を通じた提供を行うとともに、ネット会員約5,600名（平成22年度5,900人）に対して定期的に更新情報を通知するなど、タイムリーな情報発信に努めた。	
・国内外の健康食品関連情報を収集してデータベース化し、またそのデータベース化した情報の活用状況が客観的に評価できるか。		実績：○ 「健康食品の安全性・有効性情報」データベースの更新、追加を行い、「特別用途食品・栄養療法エビデンス情報」のデータベースに適宜情報を追加し、一般に公開した。アクセス件数は前者が一日8,000件以上、後者が一日約500件であった。	
・情報の提供や共有を図るための効果的な取り組みが常に検討されているか。		実績：○ 当研究所が収集、把握、評価を行う情報の効果的な活用についての検討の結果として、妊婦を対象にサプリメント利用に関する実態調査を行い、その結果をホームページ上で公開するとともに、必要と思われる情報提供のためのパンフレットを作成した。	
・研究成果が適切に示されているか。特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。		実績：○ 健康食品の安全性・有効性評価、食品中の抗酸化物質測定法の開発を中心とする研究成果は、国内外の学会誌等に発表しており、今後、食品機能の比較評価のを行う上で重要な成果である。特に健康食品の安全性・有効性評価に関する研究等については、消費者の安全を確保する観点から、今後も継続的に実施していく必要がある。	

評　定	A
（委員会としての評定理由） 抗酸化物質の大量摂取における安全性評価については、妥当な研究結果を得ていることは評価できるが、社会への提言につなげることを期待する。また、国民の関心が高い健康食品の安全性・有効性の情報提供については、さらに努力することを期待する。 （各委員の評定理由） ・個々の研究の成果は認められる。 ・活用面での展開を期待したい。 ・年度計画目標を達成している。 ・健康食品中の抗酸化物質の大量摂取が安全性危惧を表すという結果は示されなかったという知見を得ている。また、「特別用途食品、栄養療法エビデンス情報」のデータベースを一般公開し、医療現場での栄養療法の促進に寄与した。 ・国民生活にとって重要な課題。健康食品情報及び被害情報の積極的な公開を評価。関係団体との協働を含め、いっそうのリソースの投入を期待。 ・国民の関心が高い健康食品においては、安全性・有効性評価は重要であり、そのデータの公開において研究所が大きな役割を担っていることを、さらに広報したほうがよい。 ・二つの年度計画について、順調に実施されている。計画ａにおける３つの学術研究は、妥当な研究結果を得ていることは評価できる。他方、これらの研究成果を、学術的意義にとどめるのか、提言などによる社会への還元を目指すのかが、分かり難い。持続的な研究継続により、社会への提言に繋ける研究と位置付けることがより、理解されやすい。 ・国民の関心が高い研究分野であり，それだけに公平中立な研究成果の公表，国民に誤解を与えない研究成果の公表に，さらに努力をしていただきたい。 ・全体像、健康食品の実態問題点と貴研究所の研究がどう対応できているかなど知りたい。３－ｂの結果をどう考え社会に還元するのか見えない。 （その他の意見）	

国立健康・栄養研究所　評価シート（注：第３期中期計画一年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	２３ 年 度 計 画	２３ 年 度 業 務 実 績
エ　科学技術基本計画に沿って、研究機関として独自性の高い基礎的・応用的研究を行うこと。	エ　研究所の研究能力を向上させ、将来、その応用・発展的な展開を可能とするために、関連研究領域における基礎的・独創的・萌芽的研究を行う。	エ　研究能力の向上のための措置 ・他の研究機関における研究者との共同研究及び若手研究者の責任ある立場での研究への参画を積極的に促すことにより、研究所の研究能力を向上させ、その応用・発展的な展開を図る。	・若手研究者の研究能力の向上やその応用・発展的な展開を図るため、若手育成型の補助金及び助成事業における外部資金の獲得を推進した。その結果、若手育成型の科学研究費補助金が 10 件（14,590 千円）、助成事業における外部資金が 4 件（4,647 千円）獲得した。
オ　研究の成果をより広く社会に還元するために、食育推進基本計画に資する調査研究を推進し、専門家（管理栄養士等）への情報提供を行うこと。	オ　小児から高齢者までの生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育をより効果的に推進するための調査研究を行い、その成果を専門家（管理栄養士等）のみならず広く国民に情報提供し､行政機関等と協調して食育を推進する。	オ　効果的な栄養教育手法の開発 ①内閣府における第２期食育推進計画の実施について、生涯にわたるライフステージに応じた食生活の問題点について、調査分析を行い、より効果的な食育施策の形成・提示に努める。 ②食育や栄養教育を推進する職能団体や自治体の事業に対し、効果的な食育や栄養教育に関する情報を提供しその活動を支援する。	①地域在住高齢者の食事の状況や身体状況を把握するために、地域在住高齢者を約 12,000 人を対象に、食事摂取状況や食事の準備状況などに関する調査を実施し、約 8,000 人から回答を得た。またそのうち約 1,000 名を対象に身体機能、身体組成の測定を行い、それらの関係を解析した。 ②内閣府等が主催した第６回食育推進全国大会に参加し、食育の推進に努めた。 ・東日本大震災被災者への対応として、現地の栄養士が被災者向けに使用するためのリーフレットとその解説資料を、食生活全般、衛生管理、妊婦・授乳婦、高齢者・有疾患者向けの４種類作成した。また、被災者の健康調査に協力し、栄養状態の把握方法の質問項目の検討をするとともに、質問紙の妥当性を検討するために、仮設住宅において 24 時間思い出し法による食事調査と三次元加速度計による身体活動調査を実施した。その結果、仮設住宅での野菜摂取不足や身体活動量の低下が認められた。

評価の視点等	【評価項目　第１－１（１）エ、オ　研究所の研究能力の向上及び食育推進のための調査研究】	自己評定	A	評　定	A
		地域在住高齢者の食事状況や身体状況を把握するための調査や、東日本大震災被災者向けの健康・栄養にかかるリーフレット作成など、健康・栄養に関わる幅広い分野の研究を実施するとともに、専門家への情報提供にも努めた。		（委員会としての評定理由） 東日本大震災被災者向けの健康・栄養に係るリーフレット作成等の活動は評価できる。研究能力向上に対する活動は戦略性をもって取り組むことを期待する。	
［数値目標］ ・高齢者の介護予防の観点から年１回以上の様々な団体が開催するワークショップ等に参画し、広く情報提供を行う。		介護保険における栄養ケア・マネジメントを推進するための多職種の専門家を対象とした研修会等（年６回）に参画し、広く情報提供を行った。		（各委員の評定理由） ・研究能力向上に対する目的意識をもった活動は見受けられない。 ・食育推進面での活動成果は、良く評価される。 ・年度計画が概ね達成されている。 ・地域在住高齢者の食事・身体状況把握のための調査、東日本大震災被災者向けの健康･栄養に係るリーフレット作成等、健康・栄養に関わる幅広い分野の研究を実施し、その成果の専門家への情報提供に努めた。 ・取り組みの戦略性が感じられない。若手の研究能力向上のために科研費の申請を促すことはどの研究機関においても当たり前のこと。課題設定、その課題解決のために研究方法論を含め、所内においてどんなトレーニングを行ったかを記載すべきと考える。 ・３．１１関連の緊急の取り組みを「栄養教育手法の開発」としてくくることはいかがか。本課題は健栄研の存在をかけるくらいの戦略的な取り組みが期待されていると見たい。 ・東日本大震災における活動は高く評価できる。地域在住の高齢者の調査が食育または食事摂取基準策定などへと繋がるよう検討していただきたい。 ・２つの年度計画が順調に実施されている。若手研究者の支援という点で、外部資金獲得から見て、一定の成果が得られていると判断できる。但し、この課題に関する機関として方策をより明確にしていくことが望ましい。計画２についても、調査研究とその成果の情報提供など、実施されている。また、コホート研究については、その成果をどのように活用するのかを明示することが望ましい。 ・若手育成型の外部研究資金の獲得に成果をあげたことは評価したい。 ・研究能力の向上と，食育推進のための調査研究を　同じ項目で評価することに違和感を覚える。 ・食育推進のための調査研究に関しては，実績があまりわからない。 ・震災の取り組みは評価できる。 （その他の意見）		
・効果的な栄養教育・食育について、職能団体等への支援を年５回以上行う。		内閣府等が主催した第６回食育推進全国大会に参加し、食育推進のための科学的情報を提供するとともに、食育の推進に努めた。			
［評価の視点］ ・研究の質は高く保たれているか。		実績：○ 研究成果は主に英文論文として欧米の主要な学術雑誌に発表するなど、質の高い研究を実施した。			
・独創的で、将来のシーズとなり得る研究が行われているか。		実績：○ 若手研究者の研究能力の向上やその応用・発展的な展開を図るため、若手育成型の補助金及び助成事業における外部資金の獲得を推進した。			
・研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。		実績：○ 研究成果は学術論文として発表、あるいは主要な学会で発表した。地域住民を対象とする大規模コホート研究については、規模をさらに拡大し、引き続き研究を進めていく計画である。			
・東日本大震災被災者への健康支援に寄与しているか。		実績：○ 東日本大震災被災者への対応として、現地の栄養士が被災者向けに使用するためのリーフレットとその解説資料を、食生活全般、衛生管理、妊婦・授乳婦、高齢者・有疾患者向けの４種類作成した。また、被災者の健康調査に協力し、栄養状態の把握方法の質問項目の検討をするとともに、質問紙の妥当性を検討するために、仮設住宅において、24 時間思い出し法による食事調査と三次元加速時計による身体活動調査を実施するなど、健康支援に寄与した。			
・食育推進会議等への参加により行政施策に寄与しているか。		実績：○ 内閣府食育推進評価委員として参画するなど、行政施策に寄与した。			

国立健康・栄養研究所　評価シート（注：第３期中期計画一年度目）

中期目標	中期計画	２３年度計画	２３年度業務実績
（２）研究水準及び研究成果等に関する事項 ア　健康・栄養に関する施策、ガイドライン等の科学的根拠につながる質の高い研究を行い、研究成果を論文等を通じて社会に発信・還元を行うこと。	（２）研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置 ア　論文、学会発表等の促進 調査及び研究の成果の普及を図るため、学術誌への学術論文の投稿、シンポジウム、学会等での口頭発表を行う。 これらについては、中期目標期間内に、学術論文の掲載を４００報以上、口頭発表を１０００回以上行う。 なお、口頭発表は、海外においても積極的に行う。	（２）研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置 ア　論文、学会発表等の促進 ①研究成果については、できるだけ国際的な場での発表を目指し、査読付き学術論文８０報以上、口頭発表２００回以上を行う。 その際、原著論文については、インパクトファクターが２．０以上の学術誌に、３０報以上掲載されることを目指す。 なお、若手研究者による優れた研究成果の発表に対しては、競争的な事前審査により課題を選定し、海外渡航費の付与を行う。 ②研究成果に係る著書・総説・解説を年間２００報以上行う。 ③国民の健康増進に寄与するため、調査研究の成果を発表するための講演を２００回以上行うほか、マスメディアによる報道が、５０件以上となるよう報道情報の収集に努める。	①査読付き学術雑誌への原著論文の掲載は、英文誌８３報、和文誌２３報の計１０６報（２．８報／特別研究員以上の研究員一人当たり）であった。なお、原著論文については、インパクトファクターが２．０以上の学術誌に４３報掲載された。 なお、優れた研究成果を国際的な場で積極的に発表するために、所内公募により１件の海外渡航旅費の付与を行った。 ②調査研究の成果に係る著書・総説・解説は１１４報であった。 ③国内外の学会における発表は、国際学会（国内での開催を含む）４１回、国内学会１６２回の計２０３回（５．３回／特別研究員以上の研究員一人当たり）であった。これらのうち、特別講演、シンポジウム等の招待講演は、国際学会１０回、国内学会２９回であった。また、研究所で実施した調査研究について、マスメディアより４３件の問い合わせがあった。

評価の視点等	【評価項目　第１－１（２）ア　論文、学会発表等の促進】	自己評定	S	評　定	A
		英文論文を中心に目標を大きく上回る学術論文及び口頭発表を行うなど、優れた研究業績を上げた。		（委員会としての評定理由） 英文論文を中心に高レベルの学術論文及び学会発表を行っていることは評価できる。 （各委員の評定理由） ・実績は計画を上回っており、水準も高いと認める。 ・英文誌への原著論文が多いことも評価される。 ・論文数及び学術誌掲載数は目標値を上回っているが、報道数、著書数は目標を大きく下回っている。 ・英文論文を中心に高レベルの学術論文を目標を大きく上回って発表した。 ・論文は目標数を大幅に上回っている。 ・原著論文数、学会発表数、共に、年度計画を上回って発表していることは評価できる。22 年度に引き続き順調に推移している。インパクトファクターなどの要素で論文を評価することは、基盤研究においては妥当なものの、その他の介入研究、コホート研究などについては、貴研究所の目的に照らして、その研究成果が意義を持つかという評価の視点を取り入れることも必要であろう。 ・目標を上回る実績をあげたことを評価する。 ・人数の割によく出ている。 ・プレゼンで数のみでなく、少しは内容も示してほしい。 （その他の意見） ・論文執筆や学会発表の面で頑張っていることは理解できる。今後、論文数だけで自己評価せずに、質的なアピールに力を注ぐべきではないか。たとえば、内部評価委員会によるこの面での質的な評価を具体的に述べることも考えられる。
［数値目標］ ・年度ごとに査読付きの学術誌に学術論文を 80 報以上掲載されること	106 報（英文 83、和文 23）掲載された。				
・インパクトファクターが 2.0 以上の学術誌に年度ごとに 30 報以上の原著論文が掲載されること。	インパクトファクターが 2.0 以上の学術誌に 43 報掲載された。				
・研究者一人あたりの論文引用度を２．５０以上とする	論文引用は発表年度後になるので、現時点での評価はできない。				
・学会における口頭発表を年度ごとに 200 回以上行う。	学会における口頭発表は 203 回（国際学会 41 回、国内学会 162 回）であった。				
・調査研究に関する啓発・知識の普及等に関する一般講演を年間 150 回以上行う	一般講演は 179 回行った。				
・研究成果に係る著書・総説・解説を年間 150 件以上行う。	実績は、114 件（著書 19、総説 37、解説 58）であった。				
・調査研究の内容・成果に関する新聞・雑誌、テレビ・ラジオ等のメディアによる報道件数として、毎年度 50 件以上の報道があるかどうか、研究所への社会的注目度の評価指標として設定する。	実績は、43 件（テレビ・ラジオ 14、雑誌 12、新聞 17）であった。				
［評価の視点］ ・学会発表及び学術雑誌へ発表した論文は、高い水準を確保しているか。	実績：○ インパクトファクターによる客観的評価によっても、国際的評価の高い学術雑誌への発表が数多くなされた。国内外の主要な学会での発表でも高い水準を確保した。				
・海外において研究成果が積極的に発表されているか。	実績：○ 英文誌への原著論文掲載 83 報、国際学会での発表 41 回、招待講演 10 回など、海外に向けて研究成果を積極的に発表した。				
・上記数値目標について、研究分野ごとの分析を行っているか。	実績：○ 研究部毎の分析を行い、評価に活かしている。				

中 期 目 標	中 期 計 画	２３ 年 度 計 画	２３ 年 度 業 務 実 績
イ　健康・栄養関連の専門家を対象としたセミナー、一般向けの講演会等を開催すること。	イ　講演会等の開催 健康・栄養関連の専門家向けのセミナー、幅広い人々を対象とした講演会等をそれぞれ年１回以上開催し、調査及び研究の成果を社会に還元する。 また、関係団体が実施する教育・研修プログラムへの職員の派遣を積極的に推進する。 一般及び専門家からの電話、メール等による照会等に対し、適切に対応する。	イ　講演会等の開催 ①「日本人の食事摂取基準」（２０１０年版）の普及・啓発のための講習会等にひきつづき講師を派遣するとともに、資料提供・企画支援を行う。 ②一般向けの公開セミナー（第 13 回）を東京で開催する。研究で得られた成果を社会に還元するため、専門家向けのセミナーを他機関との連携による開催を含め２回程度行う。 ③管理栄養士・栄養士等の研修や生涯教育のプログラムに対し、職員を積極的に派遣するとともに、連携も含めそれらのプログラムの企画等への支援を 3 回程度行う。 ④外部からの電話やメールを介した問い合わせに適切に対応するとともに、問い合わせの多い事項についてはホームページ上の FAQ に反映させ、効率的な対応ができる体制の整備をさらに進める。	①「日本人の食事摂取基準」（２０１０年版）の普及・啓発のために、講習会等への講師派遣を行った（11 回）。また、研究所共催の、研究成果発表会（参加者 102 名）を 9 月に開催した。 ②第 13 回一般公開セミナー（テーマ:健やかな老後を迎えるための食生活と身体活動）を平成 24 年 2 月 25 日(土)に開催し、３５０名近い参加者があった。働き盛りの世代が健やかな老後を迎えることは、高齢化社会の活力の源泉として重要であるため、最新の科学的知見を情報発信し、国民の健康維持に資する上で興味を引く内容とした。 ③専門家を対象とした研修 ・ 地方自治体に勤務する行政栄養士等を対象とする技術研修セミナーを、東京都、愛知県、兵庫県、福岡県で計 4 回開催し、延べ 231 名の参加を得た。 ④外部からの電話やメールでの問い合わせに対応するとともに、問い合わせと回答をホームページ上の FAQ に反映させた。またその質問と回答の状況を毎月まとめ、所内メールにて所全員に周知した。
ウ　研究所の一般公開を実施するとともに、中学校・高等学校等からの見学にも積極的に応じること。	ウ　開かれた研究所への対応 幅広い人々に研究所の業務について理解を深めてもらうことを目的に、年１回オープンハウスとして研究所を公開する。 また、健康と栄養に興味を抱かせ、将来、栄養学研究を担う人材の育成に資するよう、「総合的な学習の時間」による中学・高校生等の見学を積極的に受け入れる。	ウ　開かれた研究所への対応 ・オープンハウス（研究所公開）を実施し、運動実験施設等における体験コーナーや食事・体力診断等を含めて、当研究所の研究・業務内容をより多くの人々に身近に知ってもらえるよう努める。また、所内見学等に積極的に対応し、小学生や中高生が健康や栄養に関して高い関心を持ち、正しい知識が普及出来る取り組みを行う。	・平成 23 年 10 月 15 日（土曜日）にオープンハウス（研究所一般公開）を開催した（参加者は 116 名）。オープンハウスの内容は、講演会、骨密度測定、健康体力測定、フィットネス体験、食生活診断、健康食品相談、所内見学ツアーなどである。また、「総合的な学習の時間」への対応として中学校（2 校 10 名）、高校（3 校 56 名）を受け入れ、健康や栄養に関わる知識や関心の普及・啓発を行った。

評価の視点等	【評価項目　第１－１（２）イ、ウ　講演会等の開催、開かれた研究所への対応】	自己評定	S	評　定	A
		一般公開セミナーやオープンハウス等を通じた研究所の取り組みの紹介をはじめ、地方自治体や各種団体、中高生等の施設見学を積極的に受け入れた。 また、大学、学会等からの講師依頼にも積極的に対応し、開かれた研究所へ向けて努力した。		（委員会としての評定理由） 一般公開セミナー、オープンハウスの開催等、各種活動を具体的に展開し、開かれた研究所の実現に向けた多様な取り組みが行われていることは評価できる。 （各委員の評定理由） ・第５回アジア栄養ネットワークシンポジウム主催等、計画に対し高い水準で努力されていると認める。 ・所内見学者は目標を大きく下回っている。 ・セミナー回数も目標５回に対し、４回にとどまっている。 ・一般公開セミナー、オープンハウスの開催、地方自治体や各種団体、中高生等の施設見学の積極的受入等を通じて研究所の取組の紹介に努めた。また、大学、学会等からの講師依頼に積極的に対応した。 ・開かれた研究所の実現に向けて多様な取り組みが行われていることを認める。なお、平成２２年度の実績と比べた場合に、参加者数が減少していることに配慮が必要である。 ・講演会等の開催計画における回数は達しているものの、参加者が減少している理由等を把握し、次年度への計画策定に反映していただきたい。 ・各種活動を具体的に展開し、その参加者数を例示することでその規模を理解をしやすくしている点は評価できる。今後、参加者アンケートの実施などで、その成果を検証することが望まれる。本評価項目は昨年度とほぼ同様に、積極的に実施されていると評価できる．年度計画を大幅に上回る実績が得られているが、S 評価に至るには、これらの計画の成果(効果）への言及が望ましい。 ・計画を十分に満たす実績をあげたと評価する。 ・専門家向けセミナーなどは，参加者による評価結果を示されると，評価に役立つと考える。 ・目標程度。Ｓとは考えにくい。 （その他の意見）
［数値目標］ ・外部からの所内見学者を毎年度 300 名以上受け入れる。		オープンハウスを開催し、参加者は 116 名、「総合的な学習の時間」としての 66 名、計 182 名を受け入れた。			
・食事摂取基準・運動基準の普及・啓発のための講演会の開催もしくは講師の派遣を年１０回以上行う。		地方自治体や栄養士会が主催する講演会に 11 回職員を派遣した。			
・国民健康・栄養調査を含め、栄養関連調査の技術向上のためのセミナーを年５回以上実施する。		全国４カ所で講演を行い 231 名の参加があった。			
・講演会等の参加者へのアンケート調査等により「非常に役に立った。役に立った」という回答が７０％以上得られるようにする。		一般公開セミナーにおけるアンケート調査で、「非常に役にたった」「役にたった」との回答が 70%以上であった。			
［評価の視点］ ・講演会、セミナー等が関係団体との連携のもとに、タイムリーなテーマによって適切に実施されているか。		実績：○ 平成 24 年 2 月、国民の関心が高い健やかな老後を迎えるための食生活と身体活動をテーマとする一般向け公開セミナーを実施し、350 名近い参加があった。			
・講演会、セミナー等が関係団体との連携のもとに、社会・行政ニーズに沿って公正中立な立場で年 1 回以上実施されているか。		実績：○ 一般公開セミナー及び地方自治体が主催する技術研修セミナーへの協力など、公正中立な立場から社会・行政ニーズに沿った活動を行った。			
・講演会、セミナー等の参加者に対して満足度やニーズの把握を行い、高い満足度を得ているか。また、把握した結果を今後の企画等に役立てているか。		実績：○ アンケートを結果 70%以上の方から「役にたった」との回答を得られた。また、今後の希望についても調査をしており、次回への参考としている。			
・講演会、セミナー等について参加者を増やすためにどのような取組・工夫を行ったか。		実績：○ 大手新聞社、マスコミ等へ事前に情報を提供、ホームページでの紹介等を通じてセミナー等の開催について広報を行った。			
・専門職のスキルアップに役立つような講演会やセミナーが実施され、参加者から満足したとの評価を得ているか。		実績：○ 講演会、セミナー等への参加者へのアンケート調査により、70%以上の参加者から「満足」との回答を得ている。また、所内見学、オープンハウス参加者から多数の礼状が届いている。			
・一般及び専門家からの相談、並びに研修の依頼等に関して、公正中立な立場で適切に対応がなされているか。		実績：○ 一般及び専門家からの相談、並びに研修の依頼等には公正中立な立場から対応している。それゆえ協力した研修等はすべて教育機関及び公益法人であった。			
・外部からの見学の受入を積極的に行い、研究所の研究・業務内容の理解を深めてもらう対応に努めたか。		実績：○ 中期目標に示された中学・高等学校等からの見学には積極的に応じてきたところ。			
・中学生、高校生等に健康や栄養、及び関連研究に興味をもってもらうための取り組みが年 3 回程度実施されているか。		実績：○ 中高生等に対して、「総合的な学習の時間」等を活用した施設見学や講義等により、研究所の役割や取組内容をわかり易く紹介し、若い世代が健康・栄養への興味や関心を高めてもらえるよう努めた。			
・管理栄養士・栄養士等の専門家（再）教育に対して、連携も含め年 3 回程度実施しているか。		実績：○ 管理栄養士・栄養士等の研修に、職員を講師として積極的に派遣し、専門職の技術向上に寄与した。また、（社）日本栄養士会等が実施する研修プログラム等に対して支援・協力を行った。			

中期目標	中期計画	２３年度計画	２３年度業務実績
（３）研究実施体制等の整備に関する事項	（３）研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置	（３）研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置	
ア　独立行政法人という組織形態の利点を最大限活かした研究資金等の運用及び人的資源の配置により、研究・業務の効率化を図ること。	ア　研究・業務の効率的な実施という観点から、研究員、研究補助員の配置を戦略的に行うとともに、重点化する調査研究及び法定業務に研究業務費を適切に配分し、確実な業務の執行に努める。	ア　研究業務を効率的に実施するための効果的な人員・予算の調整・確保 ①法律に基づく業務及び重点調査研究の担当部門に対して、効率的に特別研究員や研究補助員を配置するとともに的確な予算配賦を実施し、戦略的かつ効率的な研究に取り組み着実な研究成果を求める。 ②調査研究業務に付随する事務的作業の効率化を促進するために事務部内の研究支援体制の充実を図る。 ③運営費交付金をはじめ競争的資金などの予算について、各研究業務の進捗状況及び費用並びに新たな課題を勘案しながら柔軟に配賦を行うなど効果的な取り組みを行う。	①法律に基づく業務及び重点調査研究の担当部門に対して、特別研究員 7 名（平成 24 年 3 月 30 日現在）をはじめ研究補助員を重点的に配置した。 ②事務部業務課を中心として、内部の研究支援体制の強化のため研究業務の推移に応じて各課からの応援等フレキシブルな体制を構築し対応した。 　また必要により、事務部連絡会議を開催し、多様な研究業務に対して効率的な事務対応の処理の実施や、事務部門と研究部門の情報共有などの促進を図った。 ③運営費交付金や競争的資金の予算管理を所内イントラネットを活用し円滑に行ったことにより、柔軟でメリハリのある事業運営及び管理を行うことができた。
イ　国内外の産業界を含む健康・栄養・食品関係の機関との共同研究の拡充等を目的として、研究所研究員の派遣及び他機関等の研究員の受入れをより積極的に行うこと。	イ　民間企業、大学、他の研究機関等との間で従前から実施している共同研究に加え、新たな共同研究等を積極的に推進するため、民間企業、大学等へ研究所研究員を派遣するとともに、資質の高い研究員を受け入れる。 　また、非公務員化の利点を活用し、研究所が所有する知的財産の活用、又は所有する情報等を用いた共同研究を民間企業及び大学等と積極的に行うこととし、中期目標期間内に６０件以上を目標とする。	イ　産学連携の推進 ①共同研究等を積極的に推進するため、民間企業、大学等へ研究所研究員を派遣するとともに、資質の高い研究員を受け入れる。 ②研究所が所有する知的財産の活用、又は所有する情報等を用いた共同研究を民間企業及び大学等と積極的に行うこととし、年間に１２件以上を目標とする。	①民間企業、大学等との共同研究や受託研究をはじめ、研究者の交流や施設の共同利用等を通じて、研究員等を 109 名受け入れ、社会還元に向けた柔軟な取り組みを積極的に推進した。 ・研究者の相互交流や研究技術の交換等を図るため、当研究所から大学、民間企業・団体等 49 団体へ 71 名の研究者を派遣した。うち大学へは 22 校へ 31 名、民間企業・団体等へは 40 名であった。 ②民間企業等との共同研究や受託研究などを通して、社会還元に向けた柔軟な取組の一層の推進に努め、平成 23 年度は 13 件の共同研究を実施した。
ウ　大学及び民間企業等との連携・協力により、研究者の交流を進め、人材の養成と資質の向上を図ること。	ウ　連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員を年間１００名以上受け入れ、研究所が所有する情報・技術等を提供するとともに、研究員を広く大学院や関係機関等に年間１００名以上派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元する。 　また、国内外の若手研究員等の育成に貢献するため、博士課程修了者、大学院生、他機関に属する研究員等を継続的に受け入れるための体制の充実を図る。また、連携大学を増やし、兼任教授の派遣を行うとともに、若手研究員の指導・育成を行うため、求めに応じ、研究所研究員を他機関へ派遣する。	ウ　将来の研究人材の育成 ①連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員等を年間１００名程度受け入れるとともに、当研究所の研究員を大学院や関係機関等に年間１００名程度派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元する。 ②連携大学院について、引き続き拡大を図るとともに兼任教員を派遣し、互いの強みを活かした研究協力を行う。 ③流動研究員制度や連携大学院制度を活用し、博士課程修了者等の若手研究者や大学院生を積極的に受け入れることにより、将来の研究人材の育成に資するとともに、研究所の研究機能の強化を図る。	①平成 23 年度は 53 名の研究者を客員教授、非常勤講師等として大学へ派遣するとともに、海外からの 3 名を含め、大学院等から 109 名の研究員等（流動研究員、研修生を含む。）を受け入れた。うち若手研究員等（35 歳未満）は、48 名（うち研修生 29 名）であった。 ②連携大学院として、お茶の水女子大学、東京農業大学大学院、女子栄養大学大学院、早稲田大学スポーツ科学学術院、名古屋市立大学大学院、福岡女子大学、東京農工大学及び聖徳大学と協定書を取り交わしており、4 名を客員教授等として派遣し、若手研究者の育成・指導を行った。 ③また、流動研究員制度や連携大学院制度を活用し、若手研究者や大学院生を 109 名（海外からの受け入れ 3 名を含む。）を受け入れ、人材育成とともに、研究所の研究機能の強化を図った。
エ　調査及び研究の円滑な実施が図られるよう、適切な措置を講ずるとともに、他機関との共同研究及び受託研究において、双方の研究施設及び研究設備の稼働状況に応じた共同利用を図ること。	エ　施設・設備について、自らの研究実施のために実効的に活用するとともに、「独立行政法人国立健康・栄養研究所設備等利用規程」に基づき、大学、他研究機関との共同研究等での外部研究者等の利用に供する。	エ　施設・設備の有効活用 ①測定室、RI 室、動物飼育室、運動トレーニング室等の各プログラムで共同で使用する施設・設備については、効果的に研究ができるよう環境を確保する。 ②「独立行政法人国立健康・栄養研究所設備等利用規程」に従い、当研究所の施設・設備を利用して、他研究機関の研究者・運動指導者と共同して運動による健康増進効果に関する共同研究を実施する。	①各施設の管理を一元化し、使用者間の調整を行うことで使用効率を上げるとともに、施設・設備の環境整備を包括的に行った。 ②震災に伴う節電等の影響により、4 月から 9 月末まで使用を見送ったが、9 月末以降使用を再開し、延べ 5,453 人が利用した。共同利用により運動施設を使用した者は、健康増進研究部の実施する様々な研究に被験者として参加しており、エクササイズガイドや食事摂取基準の改訂のための研究データ蓄積に大きく貢献している。また、ヒューマンカロリメーターについても、産学連携に基づく施設活用の促進や他の学術機関との共同研究の推進により、182 日稼働させ、93 名の被験者のデータを集めた。これらの成果は複数の学術論文に掲載されている。

評価の視点等	【評価項目　第１－１（３）　研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置】	自己評定	A	評　定	A
		連携大学院及び民間企業等との人材交流や共同研究を進めるとともに、研究テーマの重要性や進捗に応じて研究費を配分するなど、研究の効果的・効率的推進に努めた。		（委員会としての評定理由） 研究実施体制の整備については、研究テーマの重要性に応じた人員の重点配備や研究費の配分を行い、また連携大学院や民間企業等との人材交流や共同研究を積極的に行ったことは評価できる。 （各委員の評定理由） ・連携大学院等の活動は高い水準にあると評価する。 ・外部研究員の受け入れ等も評価する。 ・年度計画に沿った実績となっている。 ・連携大学院、民間企業および各種研究機関との人事交流や共同研究を進めた。また、研究テーマの重要性に応じた研究費の配分を行う等、研究の効果的・効率的推進に努めた。 ・努力と工夫を認めるところだが、中期計画を大幅に超えるようなものではない。スライドに示された結果（体制等の整備）が、研究の実施にどのように貢献したのか、問題点は何かなどについて、具体的に示してほしい。 ・研究職が少ない中での研究所として努力されていることは高く評価できる。さらに、栄養疫学研究が円滑にできるよう他の機関や研究者との連携を深めていただきたい。 ・課題に応じた人員の重点配備、研究員の派遣、外部研究員の受け入れなどにおいて、計画通り順調に実施されていると判断できる。 ・計画にそった実施状況と評価する。 ・連携大学院が活発であることの意義は大きい。 ・科学的栄養学（特に人の栄養疫学）の学問的発展に是非貢献していただきたい。 （その他の意見）
［数値目標］ ・連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員を年間 100 名程度受け入れるとともに、研究員を大学院や関係機関等に年間 100 程度派遣する。		平成 23 年度には大学や民間企業、研究機関等から、目標を上回る計 109 名の研究員を受け入れた。また、大学の客員教授等として 53 名の職員を派遣した。			
・民間企業との共同研究を年間 12 件程度行う。		平成 23 年度には 13 件の民間企業等との共同研究及び 6 件の受託研究を実施した。			
［評価の視点］ ・研究・業務が効率的に行われるための取り組みを行っているか。		実績：○ 研究部門及びそれを支える事務部門の業務が効率的に行われるよう、新たな人員配置及び「予算執行管理システム」等を更新した。			
・研究員、研究補助員を戦略的に配置しているか。		実績：○ 法定業務である国民健康・栄養調査及び食品試験業務など、国の施策推進に関わる研究室等に対して、重点的に研究者及び技術補助員を配置した。			
・研究資金等の配分が、課題の優先付け、進捗状況等に応じて適切に行われているか。		実績：○ 研究企画委員会において各研究部/研究室における調査研究・業務の進捗状況を定期的に把握・評価し、それらの結果を予算及び人員配置に反映させた。			
・共同研究を積極的に実施しているか。		実績：○ 平成 23 年度においては民間企業等との共同研究や受託研究等を通じて、積極的な連携に引き続き取り組んだ。			
・共同利用促進のためにどのような取り組みを行っているか。		実績：○ 当研究所のヒューマンカロリメーターについて、大学及び企業との共同研究、共同利用を行った。			
・施設･設備を有効に研究に活用しているか。		実績：○ 施設・設備の有効な活用に引き続き努める。			
・研究所が有する知的財産や情報等を活用した共同研究が活発に行われているか。		実績：○ 当研究所が有する知的財産権等を活用して、国民健康・栄養調査、民間等との共同研究及び受託研究を積極的に実施した。			

中 期 目 標	中 期 計 画	２３ 年 度 計 画	２３ 年 度 業 務 実 績
２．法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項 （１）健康増進法に基づく業務に関する事項 ア　国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち、集計事務については、「健康日本２１」、都道府県健康増進計画等の政策ニーズに適時対応して、迅速かつ効率的に集計を行うこと。また、外部委託のより積極的な活用、高度集計・解析システムの活用等により効率化を図る。	２．法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置 （１）健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置 ア　国民健康・栄養調査の集計事務については、政策ニーズに対応した迅速かつ効率的な集計を行う。具体的には、当該年度の集計事務を調査票のすべてを受理してから７ヶ月を目途（ただし、調査項目に大幅な変更が生じない場合に限る）に行う。 　また、外部委託、高度集計・解析システムの活用等により、効率的な集計を行うことにより、経費の削減を図る。 　さらに、都道府県等が行う健康・栄養調査に対する支援を含めて関連する技術的な事項について、 研究所がより積極的に対応する。	２．法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置 （１）健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置 ア　健康・栄養調査の効率的実施 　国民健康･栄養調査の集計業務については､引き続き､正確かつ効率的な集計を通して､結果発表までの期間の迅速化を図る。また、データ収集に携わる行政の担当者等に対して、技術講習、情報提供、研修教材等の提供、標準的な調査ツールの提供などを通じて､積極的な技術支援を行う。さらに、健康・栄養調査の効率化を目指した専用ソフト（名称：食事しらべ）をアップデートして自治体へ配布し、調査の全体の効率化も目指す。	①平成 22 年国民健康・栄養調査について、厚生労働省の指示に基づき集計・分析を行い、平成 23 年 8 月に、調査票の受理後 7 か月と 1 日でその結果を提出した。また平成 23 年国民健康・栄養調査について、都道府県等からの調査票提出を確認後、順次集計作業を進めている。 ②当研究所のホームページ上に平成 23 年国民健康･栄養調査の適正な実施に資する情報や調査員のトレーニング教材を掲載するなど、国民健康・栄養調査及び各自治体独自に実施する健康・栄養調査等に関して、技術支援を行った。また、地方自治体に勤務する行政栄養士等を対象とする技術研修セミナーを、東京都、愛知県、兵庫県、福岡県で計 4 回開催し、延べ 231 名の参加を得た。 ③2009 年度に開発した「食事しらべ」は、健康・栄養調査に関わる集計業務に要する時間と各保健所（自治体）でのデータの取りまとめならびに対象世帯への結果返却に要する時間を短縮させることに貢献している。今年度はこれを使用してデータを提出するよう、厚生労働省から各保健所（自治体）に要請があった。そのため、2010 年版をさらに改訂して食事しらべ 2011 年版を作成して配布した。また栄養摂取状況調査の精度向上及び標準化を主たる目的とした「標準的図版ツール（2009 年版）」を、利用申し込みのあった自治体に配布した。健康・栄養調査に関わる業務を効率化することは、地方自治体が健康増進施策の立案や評価を効果的に実施することに寄与している。
イ　健康増進法第 27 条第５項（同法第 29 条第２項、第 32 条第３項及び第 32 条の３第３項において準用する場合を含む。）の規定により収去した食品の試験業務を的確に実施すること。対応可能な試験（収去試験を含む。）について積極的に民間の登録試験機関の活用が図られるよう、検査方法の標準化、検査精度の維持・管理に一層重点的に取り組むこと。	イ　健康増進法第27条第5項（同法第29条第2項、第32条第3項及び第32条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により収去した食品の試験業務を的確かつ迅速に実施する。 　上記の試験並びに特別用途食品の許可に係る試験業務について､分析技術の確立した試験については､登録試験機関間における検査の精度管理に努める。 　また、分析技術の確立していない特定保健用食品の関与成分等の新たな食品成分への技術的対応については、他登録試験機関での応用も可能な分析技術の規格化及び当該食品成分の標準品の開発の実現を図る。さらに栄養表示基準における栄養成分について、分析手法の改良を行う。	イ　特別用途食品及び収去食品等の分析 ①消費者庁の特別用途表示の許可等に関わる申請に基づく試験業務を期間内に実施するとともに､そのヒアリングに適切に対応する。 ②健康増進法第 27 条第 5 項の規定により収去した特別用途食品及び栄養表示がなされた食品の分析業務を､期間内に実施する。 ③栄養表示基準における栄養成分の分析法について､より適切な分析手法の検討を行う。また､試験検査機器の有効利用及び整備の充実を図る。 ④登録試験機関間の分析精度管理体制を確立するための組織を構築する。 ⑤分析技術の確立していない特定保健用食品の関与成分について、標準品の開発を行なう。	①消費者庁の特別用途表示の許可等に関わる申請に基づく試験業務を期間内に実施した。また、表示許可のヒアリングに適切に対応した（許可試験，8 件；ヒアリング，11 回；調査会・部会，9 回）。 ②収去試験の実施はなく、来年度以降の対応について消費者庁と協議を行った。 ③栄養表示基準における栄養成分の分析法について、より適切な分析手法の検討として、ナイアシン（ニコチン酸及びそのアミド）分析方法の改良を行い、両化合物を同時に定量できることが示唆された。 ④⑤各登録試験機関の代表者と協議を行い､管理試料を用いた精度管理を共同して実施するとともに､食品分析技術に関する情報を共有する事について同意を得た。また、外部精度管理のための試料として一般栄養成分の試験用食品を作製した。

評価の視点等	【評価項目　第１－２（１）　健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置】	自己評定	S
		健康増進法に基づき厚生労働省が実施する国民健康・栄養調査や消費者庁が所管の特別用途食品の表示許可に係る分析試験等の業務を適切かつ遅滞なく実施するとともに、調査や分析の精度管理及び精度向上にも努めた。	
［数値目標］ ・国民健康・栄養調査の集計について、すべての調査票の受理後、７ヶ月以内に集計を完了し、厚生労働省へ提出しているか。		調査票の受理後７か月と１日で集計を完了させた。	
・特別用途食品試験について、分析技術が確立している食品成分においては、すべての検体において受理から回答までを２ヶ月以内に行う。		特別用途食品申請食品８品目（特定保健用食品８品目）の分析を２か月以内に遅滞なく行った。	
［評価の視点］ ・健康増進施策の立案や評価に耐えうる信頼性の高い集計業務を実施しているか。		実績：○ 国民健康・栄養調査の調査結果は幅広く利用されることから、効率的かつ信頼性の高い調査の実施及び集計・分析に努めている。とくに、調査の精度向上及び標準化を目的として、地方自治体の管理栄養士等を対象とする技術研修セミナーを全国で４回開催したほか、「食事しらべ（2011 年版）」を作成した。	
・中期計画で示された期間、予算の範囲内で業務を遂行しているか。		実績：○ 健康・栄養調査システム「食事しらべ（2011 年版）」の活用により効率的に時間の短縮と経費の縮減に貢献している。	
・調査の標準化や精度管理ならびに集計技術の高度化に配慮した取り組みが行われているか。		実績：○ これまでの国民健康・栄養調査で培ってきた集計技術を蓄積するとともに、各自治体における集計業務が的確に実施できる専用ソフト「食事しらべ」をさらに栄養摂取状況調査の精度向上及び標準化を図るなど、調査技術のさらなる発展・高度化に取り組んでいる。	
・国民健康・栄養調査で得られた集計結果を客観的に分析し、健康増進施策に活用するための積極的な技術支援を行っているか。		実績：○ 全国４カ所の技術研修セミナー開催等を通じて、地方自治体の管理栄養士等に対して、調査の企画や結果活用等のための技術支援を行った。	
・収去試験等の分析は適切に行われているか。		実績：○ 特別用途食品等の表示許可申請のあった食品について、適切かつ迅速に試験・分析等を行った。	
・研究所内における分析研修や登録試験機関間の意見交換会を行っているか。		実績：○ 登録試験機関と連携して管理試料を用いた精度管理を実施するとともに、食品分析技術に関する情報を共有することについて同意を得た。	
・消費者庁における分析ヒアリングや申請者に対する分析方法の指導は適切に行われているか。		実績：○ 消費者庁におけるヒアリングを実施（11 日／年）するとともに、内閣府食品安全委員会・新開発食品調査会の委員等として審査に参画（調査会・部会：計９回／年）した。また、申請者に対しても適切に指導を行っている。	

評　定	S

（委員会としての評定理由）
健康増進法に基づく国民健康・栄養調査や特別用途食品の表示許可に係る分析試験等の業務を適切かつ遅滞なく実施し、分析業務の精度管理および精度向上に努めたことは高く評価できる。

（各委員の評定理由）
・分析精度管理体制の構築に向けた取り組みは高く評価される。
・年度計画に沿った実績となっている。
・健康増進法に基づく国民健康・栄養調査や特別用途食品の表示許可に係る分析試験等の業務の精度管理および精度向上に努め、適切かつ遅滞なく実施した。
・健康増進法に基づく「国民健康・栄養調査の集計業務」と「特別用途食品等の分析業務」に関する業務遂行ならびに成果公開等についての努力と実績は秀逸である。
・国民健康・栄養調査の集計業務への効率的な取り組みは高く評価できる。調査方法の標準化や栄養摂取状況調査の精度向上に寄与している内容を一般化し、他の食事調査においても適正な食事調査ができるよう普及していただきたい。
・2 つの年度計画共に、ほぼ前年度と同様の実施状況であり、適正であると判断できる。行政などへの技術支援、業務効率化への支援については、今後、、その効果を検証することで方策の有効性を検証することも望まれる。政独委勧告に基づく分析精度管理体制の構築も、評価できるものであり、今後、具体の実施例をもとに、その体制の有効性を実証することを期待する。
・国民健康・栄養調査の集計業務は，より迅速，かつ専門性の高い内容になったと評価する。また，平成 22 年度の国民健康・栄養調査の結果は，次期国民健康づくり運動の策定に多いに活用された。この点を高く評価する。
・食の安心、安全の確保は大変重要。実務は委託して質の向上に取り組んでいただきたい。
・米国のＦＤＡなどと比較すると体制的にもっと力を入れるべきではないか。国の研究所として試験機関の一つでなく統括として機能していただきたい。今後に期待します。

（その他の意見）

国立健康・栄養研究所　評価シート（注：第３期中期計画一年度目）

中期目標	中期計画	２３年度計画	２３年度業務実績
（２）社会的・行政ニーズへの対応に関する事項	（２）社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置	（２）社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置	
ア　関連機関等と定期的な情報交換の場を設け、社会的・行政ニーズを把握すること。	ア　健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等から直接的に研究所に対する要望等を伺う機会を年６回程度設け、社会的ニーズを把握する。さらに、業務関連行政部局との間で、定期的な情報及び意見等を交換する場を設け、行政ニーズを把握する。 　また、国、地方自治体、国際機関等より、専門的な立場からの技術的な協力、指導等の求めには積極的に応じて研究員を派遣し、研究所における調査及び研究の成果が適切に施策等に反映できるよう努める。	ア　社会的・行政ニーズの把握 ①社会的ニーズを把握するため、健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等との意見交換会を年６回程度実施し、連携を強化する。とくに、当研究所は国民生活に密着した分野を対象としており、国民に研究成果を還元することが重要であることから、第一線で活躍している管理栄養士等から、具体的なニーズ等の把握に努める。 ②行政ニーズを適時把握するために、厚生労働省生活習慣病対策室・食品安全部、消費者庁食品表示課、内閣府食育推進担当等と情報・意見交換を 1 回以上行い、研究・業務等に公正中立な立場で適正に反映させる。 ③国、地方自治体、国際機関等からの技術的な協力依頼に応えるとともに、行政ニーズを把握するため、各種審議会、検討会の専門委員等として職員を積極的に派遣する。	①健康・栄養に関連する関係団体等との意見交換会を戦略的に以下のとおり計 6 回実施し、従来から協力関係にある団体等（職能団体、大学、研究機関）との情報交換及び連携を継続した。これらは社会的ニーズを把握し、今後の研究の方向性を検討することに役立っている。 1）一般社団法人日本臨床栄養協会（平成 23. 9. 21） 2）独立行政法人国民生活センター（平成 23. 11. 21） 3）独立行政法人農業･食品産業技術総合研究機構食品総合研究所（平成 23. 12. 26） 4）社団法人日本栄養士会（平成 24. 1. 27） 5）国立保健医療科学院（平成 24. 2. 28） 6）財団法人健康・体力づくり事業財団(平成 24. 3. 23) ②消費者庁食品表示課、厚生労働省医薬食品局食品安全部、同健康局総務課生活習慣病対策室、内閣府食育推進室との間で、実務者レベルでの情報及び意見交換会を行い、行政ニーズに対応した連携体制を整えるとともに、平成 24 年度計画に反映予定である。 ③「厚生科学審議会」、「薬事・食品衛生審議会」、「国民健康・栄養調査企画解析検討会」、「管理栄養士国家試験委員会」、「内閣府食品安全委員会」、「消費者庁健康食品の表示に関する検討会」、「文部科学省科学技術・学術審議会専門委員会」、「文部科学省幼児期運動指針策定委員会」など、国の審議会、検討会等の委員として職員を派遣し、行政上の重要課題に対応したほか、「東京都食品安全情報評価委員会」など、地方自治体等や国際機関へ職員を派遣し、技術的な支援・協力を行った。 　また、独立行政法人国民生活センターについては、平成 20 年 3 月に取り交わした連携協定書に基づき、国民の消費生活における安全・安心を確保するため、ひきつづき情報の共有や技術協力等を推進している。
イ　ホームページ等を通じて国民からのニーズを把握すること。	イ　研究所に対する意見、要望等をホームページやセミナー等の参加者を通じて把握し、その内容を検討し、可能な限り業務に反映させる。	イ　ホームページを活用した国民ニーズの把握 ・国民、栄養専門職等からの意見、要望等を広く効率的に把握するため、インターネット上の種々の仕組みを活用した取り組みを行う。	・国民、栄養専門職等からの意見、要望等を広く効率的に把握するため、一般向けサイト『健康・栄養フォーラム』を通じて問合せを受け付けるとともに、フェイスブック、ツウィッター等を利用して意見、要望等の収集に努めた。

評価の視点等	【評価項目　第１－２（２）　社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置】	自己評定	A
		関係団体、行政機関との意見交換会の開催、国や地方自治体等の審議会等における技術的支援・協力などを通じて、国民や行政ニーズを把握するとともに、それらを業務に反映させるよう努めた。	
［数値目標］ ・健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等との意見交換会を年 6 回程度設け、連携を強化する。		平成 23 年度は６団体等との意見交換会を行ったほか、連携大学院について講師を派遣するなど積極的に連携を行った。	
・関係機関等との情報及び意見交換は、年 6 回程度積極的に実施されているか。		関係する６団体等との意見交換会において、今後の連携のあり方や連携の具体的な内容・方策等について検討した。	
・行政部局との意見及び情報交換は、年 1 回以上適正に実施されているか。		当研究所の業務を所管する厚生労働省や消費者庁を含む内閣府の担当官と実務者レベルでの意見交換会を開催し、当面の課題や行政ニーズへの対応について協議した。	
［評価の視点］ ・国、地方自治体、国際機関等への技術的な協力、研究者の派遣等は積極的に実施されているか。		実績：○ 　職員が国の各種審議会、検討会等の委員として参加し、行政上重要な課題について技術的な協力を行うとともに、地方自治体やＷＨＯ／ＦＡＯ等の委員会へも参画した。	
・社会・行政からのニーズを把握し、研究・業務等にどのように反映しているか。		実績：○ 　一般公開セミナー等の参加者へのアンケート調査や当研究所ホームページを通じて国民の意見、要望を聴取し、その内容を職員が共有するなどにより、業務の改善につながるよう努めた。	

評　定	A

（委員会としての評定理由）
　社会的・行政ニーズへの対応については、関係団体、行政機関との意見交換の開催、国や地方自治体等の審議会への技術的支援、協力等を行い国民や行政ニーズを把握に努め、それらを研究業務に反映させる取り組みは計画通り実施されていると評価する。

（各委員の評定理由）
・計画に対し適切に実施されている。
・関係団体、行政機関との意見交換会の開催、国や地方自治体等の審議会への技術的支援、協力等を行うとともに、それにより国民や行政のニーズを把握し、業務への反映に努めた。
・実施回数の記載回数だけでなく、意見交換会においてどんな社会的・行政ニーズが表明されたのか、また健栄研としてどう受け止めたのか、その要点の記載が必要である。
・関係団体や関係機関との意見交換等は計画通りのものであると評価する。
・関係団体、行政などとの意見交換会の実施など、年度計画は実施されている。これら社会的、行政ニーズを具体の業務にどのように反映させていくのかという点の評価が必要であろう。
・計画にそって，適切な対応がなされたと評価する。
・消費者庁との連携には特に力を入れて、食の安全確保に努めていただきたい。

（その他の意見）

中期目標	中期計画	２３年度計画	２３年度業務実績
（３）国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項 ア　国際協力の対外的な業務については、政府関係部局との連携を強め、国際栄養協力体制を充実強化し、特にＷＨＯ研究協力センターとして指定を受けて、アジア地域における国際貢献と学術的ネットワークの構築を行うことにより、国際社会における役割を果たすこと。	（３）国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置 ア　アジア諸国との間で、栄養調査、栄養改善及び健康づくり等に関する共同研究において中心的な役割を果たすとともに、国際協力の対外的業務について政府関係部局との連携を強め、国際栄養協力体制を充実強化する。特にＷＨＯ研究協力センター（現在申請中）の機能として、ＷＨＯ西太平洋地域における栄養調査の実施ならびに食事摂取基準や運動ガイドラインの策定等の技術支援を行う。 　また、研究者養成及び共同研究の促進を図るため、「国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業」により年間２名程度の若手研究者に研究所での研修機会を提供するとともに、アジア地域の研究者を交えたシンポジウムの開催等を行い、アジア地域における栄養学研究基盤の強化に寄与する。	（３）国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置 ア　アジア地域における学術的ネットワークの構築 ①ＷＨＯ研究協力センター（申請中）としての体制を整え、アジア・太平洋諸国における栄養、身体活動分野での調査･研究ニーズの把握に努める。その一環として､ＷＨＯ等との協力関係を強化し、関連する国際会議に研究員を派遣する。 ②アジア諸国との間で、栄養学研究の発展につながる共同研究及び人材育成を積極的に行う。研究交流を推進する観点から、国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業を活用し、年間２名（バングラデシュ１名、マレーシア１名を予定）の若手研究者を受け入れる。また、フォローアップ共同研究助成事業により、これまで受け入れた研修生との共同研究や情報提供などを引き続き推進する。 ③第５回アジア栄養ネットワークシンポジウムを開催し、アジア諸国の研究機関との学術交流を通じたネットワークづくりを進める。 ④GEMS/Food プログラム協力機関として、国民健康・栄養調査の結果等、わが国の食事調査データの発信に努める。 ⑤アジア諸国における栄養士制度・栄養士養成の現状について調査・検討を行う。 ⑥当研究所の研究成果、わが国の栄養、運動施策上の重要なガイドライン（食事摂取基準、エクササイズガイド等）について、英語版ホームページ上で情報発信するとともに、データ提供等の支援を行い、海外からのニーズに的確かつタイムリーに応える。	①WHO 指定研究協力センターの正式申請後、申請における WHO 側の責任者である WHO 西太平洋事務局栄養担当官との協議を続けている。その一環として、WHO 西太平洋地域事務局にて関連分野の担当官らとの会談を実施し（平成 24 年１月）、同センターとしての具体的な活動計画を作成した。 　また、WHO 会議への対応として、Technical Consultation on Indentifying Approaches to Obesity（4 月）への専門家派遣および Japan-WHO International Visitors Programme:NCD Workshop（平成 24 年３月）への講師派遣を行い、WHO との協力関係の強化に努めた。 ②「若手外国人研究者招へい事業」として研修生１名（マレーシア１名）を３か月間受け入れた。また、フォローアップ共同研究事業により、これまで受け入れた研究者との共同研究や情報提供などを引き続き推進した。また、海外からの視察訪問（7 件）・研修（2 件）を受け入れた。 ③アジア諸国から著名な研究者および WHO 西太平洋事務局の担当官を招へいし、第５回アジア栄養ネットワークシンポジウム「アジアにおける母子栄養とフードセキュリティ改善に向けた取り組みについて」（平成 24 年３月）を開催した。 ④WHO の GEMS/Food プログラム協力機関として、要請に応じて、国民健康・栄養調査の結果等、わが国の食事調査データを提供した。 ⑤アジア諸国における栄養士制度・栄養士養成の検討の一環として、ベトナムにおける栄養士養成のあり方と今後の課題について、ベトナム国立栄養研究所および Hai Duong 医療技術大学にて情報収集・意見交換を実施した。 ⑥研究所ニュースレター（Health and Nutrition News）を年４回、英語版ホームページに掲載するなど国際的な情報発信に努めた。
イ　産学連携の対外的な業務については、政府関係部局との連携を強め、産学連携推進機能の強化により、産学連携をより一層進め、研究成果の社会への還元と知的財産の獲得を目指すこと。	イ　政府関係部局との連携を強め、民間企業、大学等の複合的な連携を強化する。 　これにより､研究所の研究成果と社会ニーズの橋渡し、新たな展開・応用を図るとともに、知的財産の獲得を積極的に行う。 　また、調査及び研究の成果については、それらが知的財産につながるかどうかのスクリーニングを行い、中期目標期間内に２０件以上の特許等の出願を行う。 　取得した特許権の実施を図るため、特許権情報のデータベースをホームページ上に公開する。	イ　産学連携等による研究成果等の社会還元 ・健康・栄養や食品開発等に関連する研究機関、民間企業等との共同研究や受託研究、特許等の実用化等により、当研究所の研究成果やノウハウを具体的な商品開発やサービスを通じて、社会に還元できるよう努める。 ・宇宙航空研究開発機構（JAXA）と連携して立ち上げた「機能性宇宙食研究会」を産学連携のもと発展させ、超高齢化社会に適用可能な機能性宇宙食の開発とその応用を目的として、国際宇宙ステーション「きぼう」日本実験棟において機能性宇宙食を開発するためのフィージビリティ研究を開始する。 ・知的財産権取得に適した研究について、その成果の学会及び論文発表の前に掘り起こしを行い、戦略性を持って年間４件程度の特許等の出願を行う。また、当研究所の特許等に関する情報を、ホームページ上に公開し、民間企業等へ積極的に技術の紹介を行う。	①大学又は民間企業等との連携により、大豆イソフラボンの骨粗鬆症及び閉経期女性の Hot Flash への予防効果等について、システマティックレビューまたはメタアナリシスによる評価を行った。また、大豆及びその成分、葉酸及びビタミン B、抗酸化サプリメント等の生活習慣病予防効果をシステマティックレビューまたはメタアナリシスによる評価を行い、特定保健用食品（疾病リスク低減表示）の探索を試み、研究成果の社会への還元を目指す。 ②大学等との連携により、日本の特定保健用食品と中国の「保健食品」との審査制度等における比較検討を行い、解説した。 ③民間企業等との産学連携による共同研究として、大豆たん白質や茶カテキンを関与成分とする特定保健用食品等による生活習慣病やメタボリックシンドローム等の予防効果を検証する臨床試験等の企画立案・実施・統計的解析を行い、特定保健用食品等の展開・応用を図り、研究成果等の社会還元に努める。 ④宇宙航空研究開発機構（JAXA）と連携して立ち上げた「機能性宇宙食研究会」を産学連携のもと発展させ、超高齢化社会に適用可能な機能性宇宙食の開発とその応用を目的として、国際宇宙ステーション「きぼう」日本実験棟において機能性宇宙食を開発するためのフィージビリティ研究を実施した。 ⑤費用対効果を勘案し、今年度は知的財産に係る申請を見送ることとした。

評価の視点等	【評価項目　第１－２（３）　国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置】	自己評定	S
		アジア諸国との研究ネットワーク構築、若手研究者の受け入れ、英語版ホームページを通じた情報提供など、国際協力および産学官連携による共同研究や研究者の交流等を通じた社会還元に努めた。 平成 23 年度は、WHO 指定研究協力センター設置に向けて WHO 西太平洋事務局栄養担当官と具体的な協議を行ったのをはじめ、研究者受け入れ、シンポジウム開催などの国際協力を一層推進するとともに、民間企業及び JAXA などの研究機関との産学連携による共同研究も引き続き推進した。	
［数値目標］ ・「国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業」により年間２名程度の若手研究者に研究所での研修機会を提供し、途上国の健康・栄養問題解決に貢献する。		若手研究者１名（マレーシア１名）を受け入れるとともに、フォローアップ共同研究事業についても、情報提供や共同研究を引き続き推進した。	
・アジア地域の研究機関との交流・連携・支援を年 2 回以上積極的に実施しているか。		アジア諸国、特にベトナム国立栄養研究所等にて栄養士養成のあり方と今後の課題について情報収集・意見交換を実施した。また、アジア栄養ネットワークシンポジウムの開催、台湾、韓国からの訪問視察受け入れなど、アジア地域の研究者との連携・交流を深めた。	
・中期目標期間内に、特許等の出願を年間約 4 件程度行う		費用対効果を勘案し、平成 23 年度は知的財産権に係る申請を見送ることとした。	
［評価の視点］ ・若手研究者の育成や共同研究の推進のために、どのような取り組みが行われているか。		実績：○ アジア地域からの若手研究者の受け入れをはじめ、流動研究員制度や連携大学院制度を活用した若手研究者の育成を図った。また、WHO など海外の研究機関との連携の構築を図った。	
・海外に向けての情報発信は、タイムリーに適切に行われているか。		実績：○ 英語版ホームページ等を通じて、わが国の食事摂取基準など運動や栄養に関するガイドライン等の情報提供に努めるとともに、WHO の GEMS/Food Collaborating Institutions として食品摂取量に関するデータを提出するなど海外への情報発信・共有に努めた。	
・研究成果が、知的財産の獲得や社会への還元、国民の健康の保持増進にどのように結びついているか。		実績：○ 大学又は民間企業等との産学連携による共同研究や研究者の派遣、受入れ等を通じて研究成果の社会還元が図られるよう努めた。その一環として、大豆及びその成分等の生活習慣病予防効果について生物統計学的手法による総合評価を行った。また、JAXA（宇宙航空研究開発機構）等との共同研究も引き続き推進した。	
・特許の出願及び再申請などは、戦略性をもって実施されているか。		実績：○ 特許等の出願にあたっては、知的財産権の確保及びその実用化の観点から、実用可能性や費用対効果を勘案しつつ行った。	
・知的財産の取得・開示のために、各種情報発信を行っているか。		実績：○ 特許等の取得及び出願状況をはじめ、当研究所の知的財産に関する情報を当研究所ホームページ及びヒューマンサイエンス振興財団等を通じて企業等へ積極的に公開、情報発信を行った。	

評　定	A

（委員会としての評定理由）
国際協力、産学連携等対外的な業務については、アジアにおける国際協力、海外からの若手研究者の受入等、国際協力を推進し、産学官連携による共同研究等を積極的に取り組んでいることは評価できる。

（各委員の評定理由）
・海外研究員受け入れ、国際シンポジウムの取り組みは評価できる。
・若手外国人研究者招へいは１名のみ（目標２名）
・特許等の出願０。
・アジア研究機関との交流の実績が明確でない。
・アジア諸国との研究ネットワークの構築、若手研究者の受入、英語版ホームページによる情報提供等の国際協力および産学官連携による共同研究や研究者交流等を通じて社会還元に努めた。
・国際協力、産学連携等対外的な業務に、積極的に取り組んでいることはすばらしい。今後、個別案件の紹介と合わせて、この領域での全体戦略を示してもらえるとなおよい。
・アジアにおける国際協力、産学連携等について積極的に取り組まれていることは、高く評価できる。
・①アジア地域における学術的ネットワーク構築、②産学連携による研究成果の還元、の 2 つの年度計画共に、適正に実施されている。特に計画①については、前年度同様の多彩な活動を展開しており、中期目標達成の観点からも評価できる。知財についての年度計画と実施状況の記載は乖離しており、件数を表示する計画の建て方を再考することが望ましい。
・WHO の CC の申請については，計画段階から既に数年を経過したと認識しているが，その後の状況が今一つ不明。
・日本の健栄研が果たすべき国際協力上の役割は何なのか。それとの関連で，国際的活動の推進状況を報告してもらえると，評価の際，迷わずに適切な評価ができる。
・Ｓとする特別の理由は見当たらない。

（その他の意見）

国立健康・栄養研究所　評価シート（注：第３期中期計画一年度目）

中期目標	中期計画	２３年度計画	２３年度業務実績
（４）栄養情報担当者（ＮＲ）制度に関する事項 栄養情報担当者（以下「ＮＲ」という。）認定制度については、既存の資格取得者の取扱い等について検討の上、第三者機関への業務移管を行うこと。	（４）栄養情報担当者（ＮＲ）制度に関する事項を達成するための措置 栄養情報担当者（以下「ＮＲ」という。）認定制度については、既存の資格取得者、資格取得を目指している者及び栄養情報担当者養成講座の取扱い並びに移管に伴う経過措置等について検討し、第三者機関へ業務を移管する。	（４）栄養情報担当者（ＮＲ）制度に関する事項を達成するための措置 ①栄養情報担当者（以下「ＮＲ」という。）認定制度については、第三者機関に移管を行うための問題点について検討を行うとともに第三者機関との移管に向けた意見交換等を行う。 ②また、第三者機関に移管を行うまでの間、有資格者及び資格取得を目指している者の不利益とならないよう、次の事業を実施する。 ・ＮＲのアドバイザリースタッフとしての質を維持向上するための研修会 ・外部有識者の協力を得つつ、適正かつ公正なＮＲ認定試験、ＮＲ認定資格確認試験及び登録等関連業務	①ＮＲ認定制度の第三者機関の移管先を決定し、移管先と協議を行い、平成２７年７月までに移管を終えることで合意した。 　また、パブリックコメントを募集し、移管に係るプロセスに反映させるとともに、移管についてＮＲ及びＮＲ養成講座に対して文書にて通知した。 ②第三者機関に移管を行うまでの間、有資格者及び資格取得を目指している者の不利益とならないよう、次の事業を実施した。 ・全国６ヶ所において研修会を開催し、健康食品を取り巻く最新の情報やトピックなどＮＲのスキルアップのための支援を行った。 ・外部有識者の協力を得て公正にＮＲ認定試験を実施し、平成２３年７月に 583 名が合格者し、累計 5,271 名のＮＲを認定した（平成２２年度から受験資格を附与した、６年制薬学部在学生の薬学共用試験合格の資格で受験した者のうち、大学卒業の届出により資格を附与する者は 362 名）。 ・同様に、外部有識者の協力を得て公正にＮＲ認定試験受験資格確認試験を実施し、平成２３年１２月に 68 名がＮＲ認定試験受験資格を取得した。 ・また、健康食品管理士認定協会との協力により、引き続き認定・更新に必要な単位の取得機会を増した。

評価の視点等	【評価項目　第１－２（４）　栄養情報担当者（ＮＲ）制度に関する事項を達成するための措置】	自己評定	S	評　定	A
		ＮＲ認定制度の第三者機関の移管先を決定し、移管先と協議を行い、平成 27 年 7 月までに移管を完了することで合意した。 　また、健康食品に関する的確な情報を国民へ提供できるよう、栄養情報担当者（ＮＲ）制度の適正な運用を図るとともに、ＮＲの資質向上にも努めた。		（委員会としての評定理由） 　ＮＲ認定制度の移管において、第三者機関への移管先を決定し、円滑に取り組まれていることは評価できる。 （各委員の評定理由） ・移管に対する取組みは評価できる。 ・受験者が減少傾向にあること等、移管に伴う負の側面が見られる。 ・概ね政・独委の勧告及び年度計画に沿った。 ・ＮＲ認定制度の第３者機関の移管先を決定し、平成２７年度までの移管完了を合意した。また、ＮＲ制度の適正な運用を図るとともに、ＮＲの資質向上に努めた。 ・NR 制度の立ち上げ、現状に至るまでの発展、制度の確立など、一連の取り組みの貢献は大きい。第三者機関への移管も決まった。よいタイミングであると評価したい。 ・ＮＲ認定制度の移管において、円滑に移管できるように取り組まれていることは評価できるが、さらに移管において認定者が不利益にならないように取り組まれることを望む。 ・中期目標に沿って、NR 認定制度の移管先とそのロードマップを決定し、合意したことは評価できる。また、それに伴う養成講座、研修などのフォローアップも年度計画に基づき適正に実施されていると評価できる。 ・計画にそって，円滑な，かつ，資格取得者にできるだけ負担のない形で，移管を進めていただきたい。 ・質を下げずスムーズに移行していただきたい。 （その他の意見）
［数値目標］ －		－ 実績：○ 　パブリックコメントを募集し、移管にかかるプロセスに反映させるとともに、移管についてＮＲ及びＮＲ養成講座に対して文書にて通知した。			
［評価の視点］ ・平成２７年７月のＮＲ制度の移管完了まで、資格既取得者等に対し、移管等に係る情報を適切に提供してるか。					
・年度ごとのＮＲ制度の移管に係る計画を作成し、円滑に移管作業を進めているか。		実績：○ 　平成 27 年 7 月のＮＲ制度移管完了までに年度ごとの計画を作成し、移管作業を進めている。			
・ＮＲ制度の移管先である第三者機関の受け入れ態勢に支援、協力を行っているか。		実績：○ 　ＮＲ制度の移管先である日本臨床栄養協会と協議を密に行い、既資格取得者等の受け入れ態勢の協力を行った。			

国立健康・栄養研究所　評価シート（注：第３期中期計画一年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	２３ 年 度 計 画	２３ 年 度 業 務 実 績
３．情報発信の推進に関する事項	３．情報発信の推進に関する事項を達成するための措置	３．情報発信の推進に関する事項を達成するための措置	
（１）研究所として総合的な情報発信を行うための体制を強化し、対外的な業務の推進を図ること。	（１）総合的な情報発信を効果的に実施するための内部組織の連携を充実させ、対外的な業務の推進を図るための組織整備を行う。	（１）総合的な情報発信及び対外的な業務の推進 ・外部に情報発信している複数のページについて、閲覧対象者ならびに研究所内の業務を考慮した見直しを行う。また、そのための委員会等の活動を充実させる。	・外部に情報発信している複数のページについて、閲覧対象者ならびに研究所内の業務を考慮した見直しを行い、その結果をもとにホームページを再構築した。
（２）研究所の活動状況に関する情報をホームページを介して広く公開すること。	（２）ホームページによって研究所の活動状況を積極的に発信し、利用対象者を考慮した掲載内容の充実に努める。ホームページアクセス件数は、中期目標期間中、毎年３００万件程度を維持させる。	（２）ホームページによる活動状況の配信 ・提供情報を利用する団体や組織との連携を図ることにより、ホームページの閲覧回数の増加に努める。	・所内の活動内容・成果等をホームページやメールニュースの形で約 1,900 名の読者（登録者数は約 1,900 名）に 4 回配信した。また、ホームページにおいて、研究所の最新情報を What's New の形で約 60 件掲載した。
（３）研究所の諸活動及び研究業績については、研究所報告やニュースレターの刊行及び電子メディアでの配信により公開すること。	（３）研究所の諸活動及び研究業績については、毎年度１回研究報告としてとりまとめるとともに、最新の研究成果やトピックス等を紹介したニュースレターを年４回刊行する。 　また、これらについては、ホームページ上で公開するとともに、電子メディアでの配信も行う。	（３）研究・業務実績の情報提供 ・研究所の活動及び研究業績については、ホームページを介して迅速に情報提供するとともに、年１回研究報告としてまとめて刊行する。トピック的な内容については『健康・栄養ニュース』を年４回(季刊)刊行し、その電子媒体による配信により情報提供する。	・研究活動及び研究業績を１回刊行した。また『健康・栄養ニュース』を年４回(季刊)刊行し、ホームページを介して電子媒体でも配信した(登録者数は約 1,900 名)。さらに、フェイスブック、ツウィッター等を利用して情報提供に努めた。
（４）研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報の提供は、ホームページ等を活用し積極的に行うことにより、その充実を図ること。	（４）研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報の提供は、ホームページ等の充実を図り、積極的に活用を行う。	（４）ホームページ等を活用した積極的な情報開示 ・ホームページ等を活用して、研究所の諸規程、その他の必要な情報開示を積極的に行う。	・ホームページ等を活用して、当研究所の研究成果や関連情報、研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報を開示した。さらに、フェイスブック、ツウィッター等を利用して情報提供に努めた。

評価の視点等	【評価項目　第１－３　情報発信の推進に関する事項を達成するための措置】	自己評定	S	評　定	A
		ホームページやニュースレター「健康・栄養ニュース」等を通じて、当研究所の研究成果や健康・栄養・食品に関する情報を迅速かつ積極的に発信し、国民の健康の維持・増進に寄与した。		（委員会としての評定理由） 　ホームページのリニューアルや、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用等、情報発信の充実は顕著であり、評価できる。	
［数値目標］ ・ホームページへの年間アクセス数を 300 万件、最新情報によるホームページの更新を年間 3000 件以上とする。健康食品の安全性・有効性情報データベースの閲覧件数として一日 8000 件以上を維持する。		研究所全体のホームページへの年間アクセス数は約 500 万件、最新栄養ニュースへの登録数は約 3,500 件であった。また健康食品の安全性・有効性情報データベースのみとしてのアクセス件数は一日平均 8,700 件であった。		（各委員の評定理由） ・計画に対し、高い水準で実績を挙げたと評価できる。 ・ユーザーからのフィードバック（わかり易さ、有用さ等）への考慮が記載されていない。この実績についても言及すべきと考える。 ・ホームページやニュースレター等を通じて、研究所の研究成果や健康・栄養･食品に関する情報を迅速かつ積極的に発信し、それらの情報へのアクセス件数は数値目標をうわまわった。 ・ホームページのリニューアルやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用等、情報発信の推進に関する年々の充実は顕著である。 ・ホームページへのアクセス数が目標を大きく上回っていることは高く評価できる。このことは、国民の関心の高さが示すものであり、さらに充実されることを期待する。 ・4 項目の年度計画が順調に実施されている。HP へのアクセス数、各種情報提供へのアクセス数などにおいて、当初の数値計画を大きく上回っている。本研究所の情報発信の成果として高く評価できる。 ・さまざまなメディアやツールを活用した積極的な情報発信を，高く評価する。 ・ＳＮＳの活用は国民への身近なサービスとして評価できる。 （その他の意見）	
［評価の視点］ ・研究成果等の情報はタイムリーに発信されているか。		実績：○ 　研究成果等についてはマンスリーレポートとして毎月公開しているほか、研究報告を年１回刊行、「健康・栄養ニュース」を年４回発行するとともに、ホームページ上で公開するなど、研究成果のタイムリーな発信に努めた。			
・内容をわかりやすく充実したものにする取組に工夫は見られるか。		実績：○ 　ホームページ及び「健康・栄養ニュース」については、一層わかり易いものとなるよう、トップページを含め、全体的に内容を更新・充実した。			
・発信される情報のコンテンツの評価は行われているか、また更新頻度はどの程度か。		実績：○ 　情報管理委員会により、随時内容の評価及び見直しを行った。			
・諸規程等研究所運営に関する情報は、遅滞なく開示が行われているか。		実績：○ 　当研究所の運営等に関する諸規程、職員公募情報などについて、ホームページ上で迅速かつ積極的に公開した。			

国立健康・栄養研究所　評価シート（注：第３期中期計画一年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	２３ 年 度 計 画	２３ 年 度 業 務 実 績
第３　業務運営の改善及び効率化に関する事項 通則法第２９条第２項第２号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。	第２　業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置	第２　業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置	
１．運営体制の改善に関する事項	１．運営体制の改善に関する事項を達成するための措置	１．運営体制の改善に関する事項を達成するための措置	
（１）研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡を密にし、内部統制を強化すること。	（１）研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡調整を密にし、内部統制を強化する。 また、研究所運営に対する研究所職員の意識を高めるため、研究所運営に関する必要な情報の共有化を図る。	（１）効率的な組織運営のための内部統制の強化 ①研究所の意思決定と運営を機動的にかつ効率的に行うことができるよう、以下の常設の会議及び委員会を定期的にまたは必要に応じて開催し、研究業務の円滑な推進を図る。 ・幹部会議 ・運営会議 ・研究企画委員会 ・研究倫理審査委員会 ・利益相反（COI）委員会 ・所内セミナー ②研究業務遂行における内部統制の強化を図るため、会計監査役員による定期的監査及び理事長による各研究部・研究室、センターに所属する研究員に対する研究状況に関するヒアリングを行う。 ③研究所内の情報共有と伝達を強化するため、上記会議・委員会の内容及び必要な情報等につき速やかに所内LANにより研究所各員に周知を図る。 ④研究所における危機管理体制の強化を図るため、理事長より各研究員に至る緊急の連絡体制を整え、年１回以上、訓練を行いその機動の確認を行う。	①効率的な組織運営を行うため、以下の委員会の役割を明確にし、定期的にまたは必要に応じて臨時に開催し、研究所業務の円滑な推進を図った。 幹部会議　51 回 運営会議　15 回 研究企画委員会　7 回 研究倫理審査委員会　16 回 利益相反（COI）委員会　1 回 所内セミナー　35 回 ②内部統制の強化及び研究所内の情報伝達をより円滑に行うため、各研究部／センターへの研究進捗状況の聴取、意見交換を行った。 ③研究所内の情報共有機能の強化を目指して、上記会議・委員会の内容及び必要な情報等を速やかに所内LANによって研究所各員に提供した。 ④危機管理体制の強化を図るため、理事長より各研究員に至る緊急の連絡体制を整えるとともに、訓練を行いその機動確認を行った。
（２）研究企画及び評価に関わる機能及び体制の強化を図り、研究業務の包括的、計画的な実施を進めること。	（２）研究部門間での連携を強め、異なる研究分野からの情報や研究手法を積極的に利用して戦略的な事業の立案・実施を図る。	（２）研究の企画及び評価機能の強化 ①研究部門間での連携を強め、戦略的な事業の立案・実施に役立てるとともに国内外の最新の研究成果を知ることができるよう、研究所セミナーを毎月１回以上開催する。 ②研究企画委員会を定期的に開催し、研究部門間の相互の意思疎通を図るとともに戦略的な事業の立案、推進に役立てる。	①研究部門間での連携を強め、事業の立案・実施に役立てるとともに国内外の最新の研究成果等を知る機会を持てるよう、研究セミナーを毎月１回以上開催し、23 年度では総計 35 回行った。 ②研究部門間の相互の意思疎通を図るとともに、事業の立案、推進に役立てるため、研究企画委員会を原則毎月１回、23 年度では７回開催した。
（３）業務の確実な実施のため、各研究・業務に関する内部進行管理及び評価を行うこと。	（３）調査及び研究業務の効率的かつ確実な推進を図るため、所内報告会等により各業務の進捗状況を把握し、適切な評価を行い、その結果を計画的･効率的な業務の遂行に反映させる。 また、所内イントラネットを活用し、業務の進捗状況管理等の効率化を図る。	（３）円滑な組織運営のための業務の進捗管理及び評価 ①各研究室における研究及び業務については、各研究部長及びセンター長が研究企画委員会或いは運営会議で必要な報告を行う。 ②各研究部、センター及び研究室の研究・業務の進行状況等については年１回または２回、所内公開の報告会を行いその成果について評価を行う。 ③各研究・業務に関する内部進行管理を強化するため、理事長による各研究部・センター及び研究室の研究員に対するヒアリングを年１回以上行う。 ④所内LANの活用により、業務の進捗状況管理を行うとともに、各研究部・センター間、事務部門との情報の共有を促進する。	①各研究部の調査・研究の進捗状況等については研究企画委員会等で研究部長から報告が行われた。 ②研究状況については、特に研究部／センター長による中間報告及び最終報告会が行われ、さらに室長による報告会も所内公開で１回開催され、評価が行われた。 ③各研究・業務に関する内部進行管理を強化するため、理事長による各研究部の研究状況に対するヒアリングが行われた。 ④所内LANによって各研究部・センター間の情報共有、交換が図られた。同時にメーリングリストによって情報共有の促進に努めた。

中 期 目 標	中 期 計 画	２３ 年 度 計 画	２３ 年 度 業 務 実 績
（４）法人運営に関して透明性を確保するとともに、国民に向けての説明責任を全うするため、広報体制を強化し、迅速な情報公開に努めること。	（４）独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）に則り、積極的な情報公開を行う。	（４）情報公開による透明性の確保 ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）に則り、文書を適正に管理するとともに、適正な情報公開を行う。	・平成 14 年 10 月に施行された「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）」等に基づき、重点調査研究、基盤研究等の研究成果をはじめ、中期計画、諸規程等の情報を研究所ホームページで随時公開した。 ・また、研究所ホームページ上での法人ファイル管理簿等の公開を行った。 ・情報公開については、情報公開窓口（事務部庶務課庶務係）を設置し受け付けているが、平成 23 年度の開示請求はなかった。
（５）外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費節減や現況資源の有効利用を進めること。	（５）研究所の経営基盤の安定化のため、外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費の節減や研究所の所有する設備等の有効利用を進める。	（５）積極的な外部資金の獲得及び資源の有効活用 ・競争的研究資金や受託研究など外部資金の積極的獲得に取り組むとともに経費の節減や研究所が所有する設備等の有効利用を推進する。	・社会的ニーズに対応した質の高い研究を行うとともに経営基盤の安定化のため、競争的研究資金や受託研究など外部資金の獲得に積極的に取り組んだ。 ・また、研究所の所有する設備等（運動実験施設：プール、運動フロア、各種運動機器、ヒューマンカロリメーター、骨密度測定装置等）について、共同研究、受託研究等を通じた外部利用を促進し、有効利用を図った。

評価の視点等	【評価項目　第２－１　運営体制の改善に関する事項を達成するための措置】	自己評定	A	評　定	B
		運営会議や各種委員会等を通じて役員、研究部門、事務部門の連絡調整や情報共有を図るとともに、「予算執行管理システム」を更新し、効率的な業務進行管理に努めた。		（委員会としての評定理由） 運営会議や各種委員会の開催により、役員、研究部門および事務部門の執行体制の強化、情報共有を図る等、計画に沿った実績であると評価する。 （各委員の評定理由） ・計画に対し、適切に対応できていると評価できる。 ・年度計画に沿った実績と考えられる。 ・運営会議、研究企画委員会等の開催により、役員、研究部門および事務部門の執行体制の強化を図り、また、連絡調整による情報の共有化に努めている。また、「予算執行管理システム」を更新し、効率的な業務執行管理に努めている。 ・運営体制の強化に向け、着実な改善が行われていることを認める。COI 委員会において、審議対象を大幅に拡大したことは評価できる。 ・5 つの年度計画について、各々小課題を設定し、順調に実施していると判断できる。 ・計画どおりの適切な措置がとられたと評価。 ・ほぼ目標レベル。 （その他の意見）	
［数値目標］ －		－ －			
［評価の視点］ ・役員、研究部門及び事務部門の間の連絡調整、執行体制は十分に強化されているか。		実績：○ 運営会議、研究企画委員会等を頻回に開催するなどにより、役員、研究部門及び事務部門の連絡調整及び執行体制の強化に努めた。			
・研究所運営に関わる情報の共有化は十分に図られているか。		実績：○ 運営会議等で決定された研究所運営に関わる重要事項については、各研究部長から職員への情報伝達を徹底するとともに、毎月開催する研究交流会、イントラネットの電子掲示板等を通じて、情報や意識の共有に努めた。			
・内部進行管理及び評価は適切に行われているか。		実績：○ 定期的な幹部会議及び運営会議を開催し、各研究部／センター及び事務部における業務スケジュールの進捗状況の管理を行うとともに、イントラネットの電子掲示板を活用して研究関連情報の共有を図った。			
・業務進行管理のための体制が整っているか。		実績：○ 「予算執行管理システム」を更新し、業務の進行管理及び適切な予算の執行管理に努めた。			
・適切な情報公開が行われているか。		実績：○ 国民への積極的な情報提供、公開に努めた結果、平成 23 年度において開示請求はなかった。			
・設備の有効活用が図られているか。		実績：○ プールなどの運動実験施設、ヒューマンカロリメーター等について大学や企業等との共同研究等を通じて、有効利用を図った結果、延べ 5,453 人が利用した。			
［通知別添］ ・業務改善の取組を適切に講じているか。		実績：○ 週一回の幹部会議、月１回の運営会議や研究企画委員会に加え、イントラネット等を通じた情報共有に努めており、これらを通じて業務改善の取り組みを行っている。			
・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。		実績：○ オープンハウスや一般公開セミナーでのアンケート、関係機関との意見交換会を通じて国民的、社会的ニーズを常に把握しており研究を進める上での参考としている			
［政・独委評価の視点等］ ５　内部統制 ・内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）は適切に構築・運用されているか。		実績：○ 所内に設置した COI 委員会（外部委員含む）において、審議対象限度額を国が示す基準よりも大幅に引き下げ（100 万円→10 万円）、研究費等について透明性確保に努めるとともに毎月監事による月次監査を行った。			
８　業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価 ・役職員は法人の業務改善のためにイニシアティブを発揮しているか。その具体的な取組はどのようなものか。 ・国家公務員の再就職のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成 21 年度までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。 ・独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。		実績：○ 毎週開催する幹部会議、月１回の運営会議、研究企画委員会等において研究所の課題を明確にし、必要な指示を行うとともに毎年各研究部／センターと個別のヒアリングを行い、具体的な課題を示している。 なお、嘱託ポストや非人件費ポストなるものは存在していない。			

国立健康・栄養研究所　評価シート（注：第３期中期計画一年度目）

中期目標	中期計画	２３年度計画	２３年度業務実績
２．研究・業務組織の最適化に関する事項	２．研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置	２．研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置	
（１）業務効率化の観点から、研究部組織体制の見直しを行い、その最適化を図ること。	（１）重点化する調査研究及び法定業務に関して、業務量や集中的に遂行すべき時期等を勘案しながら研究及び業務チームを組織する。 非公務員型の利点を生かして柔軟に組織の見直し・改編を行うこととし、研究所の組織や研究内容を国民により分かりやすくするため、従来のプログラム、プロジェクト体制を研究部、研究室に改組する。 また、組織の見直し・改編後、毎年、その効果を検証するとともに検証結果を公表する。	（１）効率的な調査研究業務を実施するための組織の最適化 ①研究所の組織や研究内容を国民にわかりやすくするため、従来のプログラム、プロジェクト体制を研究部、研究室体制に改組する。（別紙１のとおり） ②研究部、センター及び研究室体制のほか、特別な研究及び業務については必要に応じて臨時にプロジェクトチームを組織することにより業務の効率的遂行を期する。 ③また、組織の改組後はその効果の検証を行い、その検証結果を公開する。	①平成23年度は第3期中期計画の初年度であり、第2期中期計画の組織（プログラムープロジェクト制）から研究部ー研究室制に改組し、組織と研究内容を国民にわかりやすいものとした。 ②WHOに申請中のWHO栄養・身体活動協力センター（以下「WHO協力センター」という。）としての研究を推進するため、「WHO-CC推進プロジェクトチーム」を設置し、WHO協力センターの対外組織である「栄養・身体活動国際協力ユニット」と連携を図ったほか、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響による、被災地における被災者の健康・栄養問題に対応するため、「震災被災者健康・栄養調査研究プロジェクトチーム」を設置し、被災者の支援に努めた。 ③研究所の組織を部室制としたことにより、組織と研究内容が国民により分かりやすいものとなった。
（２）民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究を排除して研究の効率化を目指すとともに、他の研究機関との連携のあり方について検討を行い、連携・交流を強化することにより組織・研究の活性化を図ること。	（２）民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究を排除して研究の効率化を図る。他の研究機関との連携のあり方について検討を行い、研究員の連携・交流を進め、人材の養成と資質の向上に努めることにより、組織・研究の活性化を図る。	（２）民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究を排除するとともに、当研究所の特長を生かした研究を推進することにより、研究の効率化を図る。他の研究機関との連携のあり方について検討を行い、研究員の連携・交流を進め、人材の養成と資質の向上に努めることにより、組織・研究の活性化を図る。	・民間企業、大学、その他の研究機関からの研究者（客員研究員、協力研究員、研修生）の受け入れは、それぞれ39名（中国1名、アメリカ1名を含む）、28名（韓国1名を含む）、37名であり、その他短期の受入れ等を通じて、人材の養成に寄与するとともに、研究所の活性化につなげた。 ・一方、それらの機関への研究所職員の派遣に関しては、大学の客員教授や非常勤講師、大学での特別講義の実施等を55件実施し、それらを通じて、若手研究者等を育成するとともに、当該機関との共同研究等の基盤を構築した。

評価の視点等	【評価項目　第２－２　研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置】	自己評定	A	評　定	A
		研究・業務の量や進捗状況に応じて人員配置や管理体制を見直すとともに、大学・民間企業等との交流による人材養成及び組織の活性化を図っている。		（委員会としての評定理由） 新組織への改組、ニーズに応じたプロジェクトチームの設置など、社会的養成に応える機動的な組織編成を実施していることは評価できる。 （各委員の評定理由） ・民間企業、大学等を利用した人材養成に努力されている点は評価できる。 ・年度計画に沿った実績である。 ・新組織の運営状況の評価、研究職員の実績の処遇への反映等、研究・業務組織の最適化に努めている。また、大学・民間企業等との交流による人材養成と組織の活性化に努めている。 ・WHO-CC推進プロジェクトの活動に期待したい。 ・人材の確保や研究者の受入等については高く評価できる。また、ニーズに応じたプロジェクトチームの設置への努力も高く評価したい。 ・研究部ー研究室体制への改組、WHO-CCなどのプロジェクトチームの設置、更には東日本大震災に関するプロジェクトチームの編成など、社会的要請に応える機動的な組織編成を実施していると評価できる。計画２については、研究者の受け入れ、派遣などにおいて活発な実績を残しているが、当初計画に記載されている見直し、効率化を経たうえでの実績かどうかが分かりにくい。 ・健康増進法等との関連で，法的業務を実施する部署への重点的な人材配置に努めたことは，研究所のミッションを果たす上で，多いに有用なことと高く評価する。 ・ほぼ目標レベル。 （その他の意見）
［数値目標］ －		－ 実績：○ 平成23年度は第3期中期計画の初年度であり、第2期中期計画の組織を改組し、国民にわかりやすいものとした。			
［評価の視点］ ・研究及び業務チームは適切に組織されているか。					
・非公務員化の利点を生かした取り組みがなされているか。		実績：○ 新組織の運営状況の評価、研究職員の実績の処遇への反映など、非公務員化の利点を生かした柔軟な取り組みを行った。			
・民間企業、大学等の連携・交流の状況はどうか。		実績：○ 民間企業や大学等と積極的な連携及び人材交流を行い、人材養成等に努めた。			
・業務改善の取組を適切に講じているか。 ※　業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等		実績：○ ＨＰ上の健康・栄養フォーラムを通じ、苦情等を含む意見、要望等を随時受け付けている。また、毎年オープンハウスや一般公開セミナーを開催し、国民に開かれた研究所を目指している。さらにイントラネット等を通じた情報共有に努めており、これらを通じて業務改善提案等も容易にできる環境にあり、処遇についても人事評価マニュアルに基づいて実施している。			
・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。		実績：○ オープンハウスや一般公開セミナーでのアンケート、関係機関との意見交換会を通じて国民的、社会的ニーズを常に把握しており研究を進める上での参考としている。			

中 期 目 標	中 期 計 画	２３ 年 度 計 画	２３ 年 度 業 務 実 績
３．職員の人事の適正化に関する事項	３．職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置	３．職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置	
（１）重点的に行う研究及び法律に基づく業務に対して適切に職員を配置し、効率的に研究業務を行うこと。なお、収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入に伴う要員の見直し及び、研究所におけるＮＲ認定制度業務の廃止に伴う要員の合理化を図ること。	（１）重点化する調査研究及び法定業務に対して適切に職員を配置し、効率的に研究業務を行う。 なお、収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入及びＮＲ認定制度業務の廃止に伴う要員の見直しや合理化を図る。	（１）重点化する調査研究及び法定業務に対応するための適正な人員配置 ①重点化する調査研究及び法律に基づき着実に実施すべき業務については、研究補助員等を適切に配置するなど効果的な運用を行い、研究・業務の推進を図る。 ②一部の職員への過重な負担とならないよう、研究・業務等の適正配分に努めるとともに、必要に応じて見直しを行い、職員の健康の維持・増進につながる職場環境づくりを目指す。 また、収去食品の試験業務における民間登録試験機関での試験導入及びＮＲ認定制度業務の廃止に伴う要員の見直しや合理化については、検討状況の推移を踏まえつつ対応する。	①当研究所が重点的に取り組むべき課題である、食事摂取基準の策定、食品分析及び国民健康・栄養調査関連の調査研究業務を中心に研究員等の適正配置を行うとともに、東日本大震災後の被災者支援のためのプロジェクトチームを立ち上げ、実際に被災地に出向き、災害時の栄養・食生活支援マニュアルを策定するなど、被災者支援に努めた。特別研究員については 7 名（平成 24 年 3 月 30 日現在）を配置し、重点研究の遂行を中心に活用しているところである。 ②研究補助員についても、各研究部及びセンターの業務量を勘案しつつ、必要な人材を確保するなど、研究・業務の適正な実施体制を整備した。 なお、平成 24 年 3 月 30 日現在の研究員等は、常勤研究員 31 名（任期付研究員 14 名を含む。）、特別研究員 7 名、流動研究員 5 名、客員研究員 39 名、協力研究員 28 名、その他技術補助員 47 名及び研修生 36 名である。
（２）研究職員の個人評価の結果を昇給・昇任等、給与面に反映させること。	（２）非公務員型のメリットを最大限に活かした柔軟な人事システムを構築し、研究職員の個人評価の結果を昇給・昇任等の処遇及び給与面に反映させる。	（２）研究員の業務の適正な評価 ①大学、民間企業等との多様な形態の連携が可能となるよう、起業を含め、民間企業、団体等との兼業についても、当研究所の目的、理念に合致したものについては積極的に行い、成果の社会還元を促進する。 ②各研究員の個人業績及び各プロジェクトの実績を適正に評価し、昇給・昇任等に反映させる。	①非公務員化の特性と公的な法人であることの両面性に配慮しつつ、民間企業等との共同研究の成果を商品開発や効果的なサービスの提供等に結びつけるための方策を検討し、さらに連携を促進させるため、倫理規定等を遵守しつつ、兼業を促進した。 ②各研究員については、策定した人事評価マニュアルに基づき所属する研究部やセンターの中間実績及び年度末実績、並びにそれらへの貢献度及び研究業績を上司の段階的な評価に基づき昇給昇格あるいは勤勉手当の算定に際して考慮した。
（３）研究職員の流動化計画に沿って原則公募制・任期制により採用を行い、研究者層の向上を図ること。	（３）研究員の採用に当たっては、「独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究者の流動化計画」に沿って、原則として公募制、任期付の採用を行う。 研究所が重点的に推進する調査及び研究業務が着実に成果が挙げられるよう、資質の高い人材を広く求める。また、資質の高い人材については、任期中の実績評価に基づき、任期を付さない形での採用を行う。 さらに、外国人及び女性研究者が業務に従事しやすい環境づくりを推進し、外国人及び女性研究者の採用も可能な限り行う。	（３）有能な研究員の登用 ①「独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究者の流動化計画」に沿って、研究員の採用にあたっては、引き続き原則公募制、任期付の採用を行う。 ②任期付研究員については、任期中の実績評価を適正に行い、任期を付さない職員としての採用を検討する。任期付研究員の採用にあたっては、流動化計画に則る一方、当研究所の長期的な展望との均衡を図りつつ、研究や業務の性質、行政及び社会的ニーズに応じて、柔軟な運用を行う。 ③外国人研究者や女性研究者の採用を積極的に行うとともに、研究業務に従事しやすい環境づくりとして、引き続きフレックスタイム制の活用をはじめ、産休や育児休業等の各種制度の活用を進める。	①平成 13 年度の独立行政法人化以来、平成 23 年度末までに任期付研究員として採用した者は 28 名であった。任期付研究員の採用にあたっては、平成 18 年 3 月に策定した「研究者の流動化計画」に沿って、原則公募による採用を行っている。 ②平成 23 年度は、中長期的な視点から研究所にとって必要な人材を公募し、現在の研究体制に十分貢献でき、かつ研究や業務の性質、行政・社会的ニーズに対応することができる研究者を 2 名採用した。平成 23 年度末現在、常勤研究員 31 名のうち、女性研究員は 2 名の部長級を含め 13 名となった。 ③研究職員においてはフレックスタイム制を活用する等により、個人の生活にも適合し、研究業務に従事しやすい環境づくりに取り組んでいる。

国立健康・栄養研究所　評価シート（注：第３期中期計画一年度目）

中期目標	中期計画	２３年度計画	２３年度業務実績
（４）事務職員についても適切に評価を行い、資質の向上と業務の効率化を図ること。	（４）事務職員の質の向上を図るため、研究員と同様に評価を行うこととし、その評価システムとして研究所の人事評価制度に基づく総合的評価を行い、その結果を昇給・昇任等に反映する。 ※人事に関する指標 期末の常勤職員数は、期初の１００％を上限とする。 （参考１） 期初の常勤職員数　45 名 期末の常勤職員数　45 名（以内） （参考２） 中期目標期間中の人件費総額 ２，１３９百万円（見込） ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際派遣職員給与に相当する範囲の費用である。	（４）事務職員の適正な評価 ・事務職員についても、あらかじめ自己の達成目標を設定させるとともに、達成目標を含む業務全般に対しての自己評価を含む総合的な人事評価制度に基づき、個人面接を行い、直属上司及び総括上司の二段階評価を実施する。評価の結果は、昇給・昇任等に反映させる。	・事務職員について、職員の資質、仕事に対する意欲、取組姿勢等に関する所属課長及び事務部長による段階的評価を人事評価マニュアルに基づき行うとともに、評価結果を昇給や勤勉手当の算定等に反映させた。

評価の視点等	【評価項目　第２－３　職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置】	自己評定	A
		行政ミッションの重要性、研究の進捗状況等に応じたメリハリのある人員配置を行うとともに、研究成果や貢献度などの評価を処遇等へ反映、女性研究員等が働きやすい環境づくりなど、職員人事の適正化に向けた取り組みを行った。	
［数値目標］ －		－	
［評価の視点］ ・メリハリのある人員配置ができているか。		実績：○ 行政ミッションや法定業務等に対して重点的に研究員、技術補助員を配置するなど、メリハリのある人員配置に努めた。	
・研究職員の評価が適切に処遇及び給与に反映されているか。		実績：○ 研究職員については、所属する研究部等の研究実績やそれらへの貢献度を評価し、それを昇級・昇任や賞与の算定等に反映させた。	
・公募制、任期制による採用が適切に実施されているか。		実績：○ 職員の採用にあたっては、研究者の流動化という国の方針に沿って、公募制、任期制による採用を原則とする対応を行った。	
・外国人及び女性研究員が従事しやすい環境づくりが推進されているか。		実績：○ 女性研究者 2 名を採用し、常勤研究員 31 名のうち女性研究者は 13 名となった。、産休・育休についても、1 名（外国人研究者）が取得し、フレックスタイム制の奨励など女性が働きやすい環境づくりに努めた。	
・事務職員の資質の向上につながる取り組みが行われているか。		実績：○ 事務職員について、幹部職員による段階的評価を昇給・昇任等へ反映させるとともに、総務省等が行う研修等へ参加させるなどにより、資質向上を図った。	
・人件費の実績が予算を上回った場合には、その理由が明らかになっており、合理的なものであるか。		実績：○ 人件費の決算額を予算額の 96.2%にとどめた。	

評　定	A

（委員会としての評定理由）
職員の人事の適正化については、行政ミッションや法定業務等に重点的に研究員、技術補助員を配置する等メリハリのある人事配置に努め、女性研究員の働きやすい環境づくり等の取り組みについては評価できる。

（各委員の評定理由）
・女性研究員の比率が高い点は評価できる。
・研究しやすい環境整備も進んでおり評価できる。
・管理部門の人員１名削減。
・行政ミッションや法定業務等に重点的に研究員、技術補助員を配置する等メリハリのある人事配置に努めている。また、研究成果や貢献度等の評価の処遇等への反映、女性研究員の働きやすい環境づくり等、職員人事の適正に努めている。
・人事の適正化に向けて、着実な取り組みが行われている。
・研究職が少数である研究所として適正配置への措置は高く評価できる。
・重点課題、緊急課題などへの重点的人員配置を機動的に実施している。また、研究員、事務職員の業務評価とその反映も実施しており、年度計画は達成されていると判断できる。
・計画にそって確実に適切な業務が推進されたと高く評価する。
・女性研究者が多い点は評価できる。

（その他の意見）

国立健康・栄養研究所　評価シート（注：第３期中期計画一年度目）

中期目標	中期計画	２３年度計画	２３年度業務実績
４．事務等の効率化・合理化に関する事項	４．事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置	４．事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置	
（１）業務の効率化を図るため、事務書類の簡素化、電子化、事務作業の迅速化を進めるとともに、定型的な業務でアウトソーシング可能なものについては外部委託を行うこと。	（１）業務効率化の観点から、事務の迅速化、簡素化、電子化等を推進する。さらに、定型的な業務で外部委託が可能なものについては積極的に進める。	（１）事務業務の効率化 ・業務の効率化を図るため、各種事務手続きの簡素化、迅速化、電子化を図るとともに、業務内容を見直し、外部委託が可能な業務については、費用対効果を勘案しつつ積極的に推進する。	・事務業務の効率化をさらに図るため、管理部門における業務効率化を促進し、職員を１名削減した。 ・定型的な業務については、平成22年度に引き続き外部委託を行った。
（２）事務職員については、研修会やマネジメントセミナー等を通じ、研究所経営への参加意識を高めるとともに、業務意識の高揚を図ること。	（２）事務職員については、研究所で働く者として必要な法令・知識を習得するための各種研修会やセミナー等への参加を充実させ、職員が働きやすく自己能力を最大限発揮できるような職場環境の整備を推進する。 これにより、研究所経営への参加意識を高め、職員の資質の向上及び業務効率化の一層の推進を図る。	（２）事務職員の資質向上 ・事務職員の資質向上を図るため、業務上必要とされる知識（知的財産、安全管理、会計・契約等）の技術取得ができるよう、自己啓発や能力開発のための研修に積極的に参加させる。また、職員が働きやすく自己能力が最大限発揮できるよう、職場環境の整備を引き続き図る。	・職員の資質向上や円滑な業務遂行を図るため、情報公開等に関する研修会、独立行政法人の業務運営に関するセミナー、人事労務セミナー、共済組合実務研修等に事務職員を参加させた。 ・職員が働きやすく自己能力が最大限発揮できるよう、OA機器の更新等、職場環境の整備・充実を図った。
（３）業務の効率化を図るため、業務・システムの最適化を図ること。	（３）業務の効率化を図るため、業務・システムの最適化を図る。	（３）業務システムの効率化 ・業務の効率化を推進するため情報総括責任者（ＣＩＯ）を中心に業務・システムの最適化・効率化を図る。	・イントラネットを活用して業務・システムの最適化・効率化に努めた。

評価の視点等	【評価項目　第２－４　事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置】	自己評定	Ａ	評　定	Ａ
		「予算執行管理システム」の更新、定型的な業務の外部委託化等による業務の効率化を図るとともに、各種研修への参加を通じて職員の資質及び意識の高揚を図るなど、事務等の効率化・合理化に取り組んだ。		（委員会としての評定理由） 事務等の効率化・合理化については、管理部門の業務効率化を促進し、職員を１名削減し、さらに定型業務の外部委託を行うことにより業務の効率化に努めたことは評価できる。 （各委員の評定理由） ・努力の成果は評価できる。 ・年度計画に沿った実績となっている。 ・「予算執行管理システム」の更新、定型的業務の外部委託化等による業務の効率化に努めている。 ・効率化・合理化の結果、対前年度比において大幅な経費削減を図ったことは評価できる。 ・研究職と事務職の比率を考え、管理部門の職員を削減したことは高く評価できる。 ・3 つの年度計画が順調に実施されていると判断できる。職員の削減、定型業務の外部委託などその成果もみられる。 ・厳しい状況の中で，努力により効率化の実績をあげたことを評価する。 ・ほぼ目標レベル。 （その他の意見）
［数値目標］ －		－ 実績：○			
［評価の視点］ ・文書簡素化、電子化・データベース化等により、事務作業の迅速化が図られているか。		所内LANシステムの活用、事務処理の電子化を図り、業務システムの最適化及び効率化に努めた。			
・定型的な業務については、適切に外部委託が行われているか。		実績：○ 設備等点検業務などの定型的な業務及びデータ入力業務について、一般競争入札による外部委託を引き続き進めた。			
・業務等の目標に応じた研修等が適切に実施されているか。		実績：○ 業務課を中心として、業務システムの研修会やミーティングを適宜行った。			
・業務･システムの最適化を推進する体制はとられているか。		実績：○ 予算執行管理システムをより使いやすく更新したほか、事務部と情報センターが連携して、業務システムの最適化を進めた。			
・各種事務文書の合理化･電子化が進められているか。		実績：○ 所内LANシステムを活用し、各種事務文書の電子媒体化を進めることにより、文書の共有化・合理化を図った。			
・こうした効率化・合理化が支出圧縮、人員削減、他の業務の充実・推進等にどう結びついているか。		実績：○ 効率化・合理化の結果、対前年度比48千万円（退職金を除く）を削減し、職員を１名削減した。			

国立健康・栄養研究所　評価シート（注：第３期中期計画一年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	２３ 年 度 計 画	２３ 年 度 業 務 実 績
５．評価の充実に関する事項	５．評価の充実に関する事項を達成するための措置	５．評価の充実に関する事項を達成するための措置	
（１）毎年度内部評価委員会において、主要な研究業務に関して内部評価を実施すること。	（１）毎年度内部評価委員会を開催し、主要な研究業務に関して、内部評価を実施し、研究業務の確実な実施及び効率化に資する。	（１）内部評価の実施 ・各研究部、センター及び研究室の研究・業務については年１回または２回、報告会とともに評価を行う。評価結果については、毎年度内部評価委員会を開催してその結果についての総括を行い、研究業務の確実な実施と効率化を期する。	・各研究部及びセンターの実績については、中間報告会（平成 23 年 11 月）及び外部評価委員会（平成 24 年 3 月）において所内公開で報告を行った。 ・各研究室の報告については平成 23 年 11 月に研究部／センターの報告に併せて行うとともに、進捗状況等に応じ研究計画の修正等を行った。 ・これらの報告及び中期目標・計画や年度計画に沿った研究及び業務の進捗状況に基づき、各研究部／センターの中間評価及び年度末評価を行った。
（２）第三者による外部評価委員会により、年度計画の事前及び事後評価を行うこと。	（２）柔軟かつ競争的で開かれた調査及び研究環境の実現や経営資源の重点的・効率的配分に資するため、外部の専門家等の評価者による外部評価を毎年度２回程度実施する。	（２）外部評価の実施 ・外部の専門家等の評価者による外部評価について、毎年度２回程度実施する。	・平成 24 年 3 月 12 日に平成 23 年度実績に関する外部有識者による事後評価と併せて、平成 24 年度計画についての事前評価を受けた。
（３）評価に関する結果は、ホームページで公開すること。	（３）内部及び外部評価結果は、ホームページ上で公表するとともに、組織や施設・設備の改廃等を含めた予算・人材等の資源配分に反映させる等、調査及び研究活動の活性化・効率化に積極的に活用する。	（３）評価結果の公表 ①内部及び外部評価の結果はホームページ上で公表するほか、評価結果の内容については部や室の範囲にとどまらず、非常勤職員を含めた全員に結果を伝え、研究所に求められている方向性や課題等の共通理解を促し、研究及び業務の内容改善等につなげる。 ②理事長等役員及び管理職は、これらの評価結果を踏まえ、予算や人材等の研究資源の配分等に反映させ、調査・研究活動を効率・活性化させる。	①イントラネットを活用して内部及び外部評価の結果を所員に効率的に伝え、研究所に求められている方向性や課題等の共通理解を促し、研究及び業務の内容改善等につなげた。 ②評価結果を踏まえて、役員等による予算や研究者の確保について研究資源の配分等に反映した。
（４）研究職員について自己点検・評価を行うとともに、できるだけ客観的な指標に基づく評価を毎年実施すること。	（４）研究員については、自己点検・評価を行うとともに、可能な限り客観的な指標に基づき評価を行う。 　また、理事長は自ら全研究員との面談を行い、適切かつ公平な評価を行う。 　さらに、評価の結果は各職員にフィードバックするとともに、所内イントラネットを活用して、各研究の研究業績を公開し、評価の透明性の確保に努める。	（４）研究業績等の自己点検及び評価 ①各研究員においては、社会及び当研究所で求められている自らの役割を充分認識した上で、当該年度における自らの調査研究及び業務の成果について、点検を行う。その際、成果を客観的に整理・分析するために、所内 LAN による「業績等登録システム」を活用する。 ②各研究員の評価は、人事評価マニュアルに基づき、主に研究部内での貢献及び十分な成果の達成という視点から各部長／センター長、研究企画評価主幹及び理事長が行う。なお、任期付研究員については、任期中の実績評価を行い、その結果をその後の採用等に反映させる。	①業績等研究成果のデータベースへの登録件数は 853 件（取材、審議会委員等も含む単純集計。参考：平成 22 年度は 896 件、平成 21 年度は 1,289 件、平成 20 年度は 1,185 件、平成 19 年度は 1,323 件、平成 18 年度は 1,697 件）であった。 ②各研究員の業績については、主に研究部内での貢献及び研究目的の達成という観点から各研究部長／センター長、研究企画評価主幹及び理事長がその評価を行った。

評価の視点等	【評価項目　第２－５　評価の充実に関する事項を達成するための措置】	自己評定　A	評　定　A
		各研究部／研究室について、年２回の内部評価及び外部評価を適切に実施するとともに、その結果を予算配分や人員配置に反映させている。	（委員会としての評定理由） 各研究部、センターごとに内部評価及び外部評価を行い、その結果を予算配分や人員配置に適切に反映しており、年度計画に沿った実績であると評価できる。 （各委員の評定理由） ・計画に従って適切に行われていると評価できる。 ・評価の充実のそのフレームワークは構築されたが、適切に運用することが必要。 ・年度中間および年度末に各研究部およびセンターの内部評価、年度末に外部評価委員による事後評価および次年度計画の事前評価を適切に実施し、その結果を予算配分や人員配置に反映させている。 ・安定した運営が行われていることを認めるが、中期計画を上回るものではない。 ・外部評価を活用し、内部評価を充実させていることは高く評価できる。 ・内部評価、外部評価共に、適切に実施されている。研究員などの個人評価においても、評価する側を多面的にするなど工夫されており、その結果の反映も適切に行われていると判断できる。 ・計画に沿って，適正な評価体制がとられている。 ・評価結果の公表と反映はぜひ進めていただきたい。 （その他の意見）
［数値目標］ －		－	
［評価の視点］ ・内部評価が適切に行われ、研究業務の確実な実施につながっているか。		実績：○ 年度中間及び年度末に各研究部及びセンターの実績を報告するとともに、内部評価を実施し、その結果に基づき研究業務の適切な実施につなげた。	
・第三者による評価が適切に行われ、研究業務の確実な実施につながっているか。		実績：○ 年度末に外部委員による事後評価及び次年度計画の事前評価を行った。	
・内部及び外部評価の結果が適切に公開されているか。		実績：○ 評価結果は職員に周知するとともに、次年度の研究予算や研究員の配置等に反映させた。	
・研究職員の自己点検・評価及び理事長による評価が適切に行われているか。		実績：○ イントラネットを利用した業績登録システム（マンスリーレポート）により、各研究者が業績の自己点検・評価を行うとともに、研究実績及び個人面接等をもとに理事長による研究者の個人評価を実施している。	
・これらの評価を予算や人員配置、個人の人事評価に適切に反映し、研究の質の向上へのインセンティブを作り上げる仕組みが構築されているか。		実績：○ 年２回の内部評価及び外部評価の結果を踏まえるとともに人事評価マニュアルに基づいた上司による研究への貢献度や個人の業績の評価に加え理事長による評価を行うことにより客観的な人事評価を実施している。	

中 期 目 標	中 期 計 画	２３ 年 度 計 画	２３ 年 度 業 務 実 績
６．業務運営全体での効率化	６．業務運営全体での効率化を達成するための措置	６．業務運営全体での効率化を達成するための措置	
（１）一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費は除く。）については、中期目標期間の最終年度までに、平成２２年度を基準として１０％以上の削減を達成すること。	（１）一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費を除く。）については、中期目標期間中、毎年度、２％以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成２２年度を基準として１０％以上の削減を達成する	・一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費は除く。）については、事務消耗品の一括購入などにより削減に努め､平成22年度実績に比べ2%以上の削減を図る。	・一般管理費については、所要の削減率を見込んだ予算を計画するとともに、東日本大震災による電気の使用制限のため光熱水料が減額したこと、また、事務用複写機の保守契約の見直し等を行い、平成22年度実績と比べ、6.8%の削減を行い、年度計画を達成した。
（２）人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日）に基づき平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上削減するとした人件費改革の取組を平成23年度まで継続すること。また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。 併せて、研究所の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し､手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに､その検証結果や取組状況を公表すること。	（２）人件費については､「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）､「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日）に基づき平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上削減するとした人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。また、平成24年度以降の総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すとともに、毎年度１%以上の削減を行う。ただし、以下の人員に係る人件費は、上述の人件費改革における削減対象から除外する。 ①　国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者 ②　運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）。 さらに、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し､手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組む。なお、職員の給与水準については、21年度の対国家公務員指数が97.4であることを踏まえ、この水準を引き続き維持することとして､その検証結果や取組状況を公表する。	・人件費（退職手当及び法定福利費等を除く。）については、適正な人事配置に努め、平成22年度実績に比べ１%以上の削減を図る。 また、給与水準についても平成21年度のラスパイレス指数（地域・学歴勘案）が97.4であることを踏まえ、この水準を引き続き維持するとともにその結果を公表する。	・人件費（退職手当及び法定福利費を除く。）については、所要の削減率を見込んだ予算を計画するとともに、人事異動の際に積極的に若い職員を配置するなどの改善を図り、平成22年度実績と比べ、2.4%の削減を行い、年度計画を達成した。
（３）業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。）については、中期目標期間の最終年度までに､平成２２年度を基準として５%以上の削減を達成すること。	（３）業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。）については、中期目標期間中、毎年度、１%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成２２年度を基準として５%以上の削減を達成する。	・業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの）については、研究の重点化に伴い、業務の効率化、コストの削減に努め平成22年度実績に比べ1%以上の削減を図る。	・業務経費については、所要の削減率を見込んだ予算を計画するとともに、東日本大震災による研究業務の停止及び縮小等があったこと、また、研究機器のリース期間満了後、新規リースを行わず、再リースで対応したこと等により、平成22年度実績と比べ､18.5%の削減を行い、年度計画を達成した。
（４）契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施すること。 なお、研究事業に係る調達については、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求すること。	（４）契約については、以下の取り組みによりその適正化を推進する。 ア　契約は､原則として一般競争入札等によることとする。 イ　「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表する。 ウ　一般競争入札等により契約を行う場合で	・契約については、以下の取り組みによりその適正化を推進する ア　原則一般競争入札を行い､随意契約を行う場合は真にやむを得ない場合とする。 イ　「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表する。 ウ　一般競争入札により契約を行う場合であっても､競	・一般競争入札については、仕様書の業務内容を具体的に分かりやすく記載し、特定の者が有利となる仕様にしないよう配慮を行い、発注単位についても、発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とした。また、公告期間は、可能な限り土、日、祝日を除いて１５日間を確保し、これらを踏まえ実施したところである。 ・１者応札の案件については、原因を確認するとともに、参加要件及び公告期間の見直しを行い、より多くの業者が参入できるよう改善に努めた。 ・契約監視委員会及び会計監事による月次監査において、契約の適正性に関する事後評価を実施して

	あっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。 エ　会計監事による定期的な監査により、入札・契約の適正な実施について点検を受ける。 オ　契約監視委員会において、契約方式の妥当性及び競争性確保のための改善方策の妥当性等を事前審査する。	争性、透明性が十分確保される方法により実施する。 エ　会計監事による定期的な監査により、入札・契約の適正な実施について点検を受ける。 オ　契約監視委員会において、契約方式の妥当性及び競争性確保のための改善方策の妥当性等を事前審査する。	いるところであり、契約の改善状況のフォローアップ及び調達情報等をホームページにて公開している。 また、契約監視委員会では、１００万円以上（賃貸借は８０万円以上）の契約案件を対象に契約方式の適切性及び仕様書の内容等について事前審査を行っている。

評価の視点等	【評価項目　第２－６　業務運営全体での効率化を達成するための措置】	自己評定	A	評　定	A
		運営費交付金については、中期目標の達成に向けて、ほぼ計画どおり着実に削減を進めた。		（委員会としての評定理由） 運営費交付金については、いずれも数値目標は達成しており、年度計画を上回る実績であると評価できるが、学会参加人数の絞り込みにより研究に影響が生じないよう配慮すべきである。 （各委員の評定理由） ・全体的に努力が認められる。 ・学会参加人数の絞り込みが過度にならないよう配慮願いたい。 ・効率化努力は目標を上回っている。 ・運営費交付金については、中期目標の達成に向けて、ほぼ計画通りに着実に削減を進めている。 ・学会参加人数の絞り込みによる旅費削減策は賛成できない。一律配分ではなく、科研費等の成果発表などを利用するなど、工夫が必要である。 ・中期目標を上回っていることは高く評価できるが、研究職の学会参加件数や人数の削減により研究内容等に影響が生じないことを望む。 ・各項目において、年度計画の数値目標を上回る効率化を達成しており、高く評価できる。 ・計画にそって，効率化が進められたと考える。効率化を図るあまり，研究面での困難が生じないように十分配慮していただきたい。 ・経費削減は進んでいる。 （その他の意見）	
［数値目標］ ・一般管理費については、中期目標期間中、毎年度、２%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成２２年度を基準として１０%以上の削減を達成する		一般管理費は、平成 22 年度実績比 6.8%減である。			
・人件費については、平成 18 年度からの 5 年間で平成 17 年度を基準として 5%以上削減するとした人件費改革を平成 23 年度まで継続し、平成 24 年度以降の総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すとともに、毎年度 1%以上の削減を行う		人件費（退職手当及び法定福利費を除く。）は、平成 22 年度実績比 2.4%減である。			
・業務経費については、中期目標期間中、毎年度、１%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成２２年度を基準として５%以上の削減を達成する		業務経費は、平成 22 年度実績比 18.5%減である。			
［評価の視点］ ・人件費、一般管理費、業務経費の削減に向けた取り組みはどのような状況か。		実績：○ 東日本大震災による電気の使用制限のための光熱水料の減額や業務の外部委託の推進等により、運営費交付金を減額した。			
・経年比較により削減状況が明らかになっているか。また、削減のために取り組んだ事項の削減に及ぼした効果がどの程度明らかになっているか。		実績：○ 原則一般競争入札による調達、原則公募による任期付研究員の採用などにより、業務の質の低下を招くことなく経費の削減に努めた。			
［通知別添］ ・給与水準が適正に設定されているか（特に、給与水準が対国家公務員指数 100 を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか）。		実績：○ 当研究所は東京 23 区にあることから地域手当が 18%になっているため、年齢勘案によるラスパイレス指数は 100 を超えているが、地域勘案及び地域・年齢勘案ではいずれも 100 を下回っている。（別添資料 p. 12 参照）			
・総人件費改革は進んでいるか。 ・法定外福利費の支出は、適切であるか。		実績：○ ・退職した職員の補充見送りや、併任などにより総人件費の削減に向けた取り組みを順調に進めている。 ・福利厚生費については、職員等の健康診断に要する経費のみとなっている。			
［政・独委評価の視点等］ **３　人件費管理** **（１）給与水準** 国家公務員と比べて給与水準が高い場合、 ・給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ・法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。		実績：○ 職員の給与については国に準じた給与体系とし、人事院勧告に準じた対応を行い、適正な給与水準を確保している。			
・国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえて適切な給与水準となっているか。国と異なる、又は法人独自の諸手当は適切か。		実績：－ 累積欠損金はない。（該当なし。）			
（２）総人件費 ・総人件費改革は進んでいるか。（取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるか、適切であるかを検証し、削減目標の達成に向け法人の取組を促すという視点をもって評価する。）。		実績：○ 退職した職員の補充見送りや、併任などにより総人件費の削減に向けた取り組みを順調に進めている。			
（３）その他 ・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。法定外福利費の支出は適切か。		実績：○ 福利厚生費については、職員等の健康診断に要する経費のみとなっている。 （別添資料 p. 3 参照）			

国立健康・栄養研究所　評価シート（注：第３期中期計画一年度目）

中期目標	中期計画	２３年度計画	２３年度業務実績
第４　財務内容の改善に関する事項 通則法第２９条第２項第４号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。 １．外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項 （１）運営費交付金以外の競争的研究資金については、中期目標期間の最終年度までに、研究資金の５０％以上の獲得を達成すること。	第３　財務内容の改善に関する事項を達成するための措置 １．外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置 （１）運営費交付金以外の競争的研究資金については、中期目標期間中、研究資金の５０％以上を目標に積極的な獲得を図り、外部研究資金、その他の競争的資金の募集等に積極的に参加し、その増加に努める。	第３　財務内容の改善に関する事項を達成するための措置 １．外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置 （１）外部研究資金の獲得 ①厚生労働省、文部科学省等の各府省や科学技術振興機構等の機関が実施する公募型研究への課題の応募を積極的に行う。その際、当研究所の目的等を勘案して、競争力の高い研究課題であるか、また、他の研究機関等との共同研究の中核であるかを重視する。 ②健康・栄養に関する調査・研究及び国や民間企業等からの受託研究や共同研究、その他の業務については、当研究所の目的やその後の発展性及び交付金事業として行う研究を勘案しながら、それらに合致するものについては積極的に受け入れ、自己収入の増加を図る。 　なお、外部研究資金の獲得にあたっては、過去２カ年平均の80%以上の件数の確保を目標とする。	①当研究所における質の高い研究課題を選定し、これらの課題に重点をおき、厚生労働省や文部科学省の科学研究費補助金等の外部資金等の獲得に努め、23 年度の外部研究資金は研究資金の 42.3%であった。 ②国や民間企業等からの受託調査研究については、研究目的や発展性に照らしながら、その内容や必要性を精査した上で適当とみなされるものについては積極的に受け入れた。 　また、外部研究資金の獲得にあたっては、平成 23 年度は 64 件で過去 2 カ年の平均 73.5 件の 87%となり、80%以上となった。
（２）各種研究から生じる知的財産（特許権等）の有効活用及び研究成果等の社会への還元を目的とした出版等を行うことにより、自己収入の増加を図ること。	（２）各種研究から生じる知的財産（特許権等）の有効活用並びに研究成果、さらには国民健康・栄養調査結果等の社会への還元を目的とした出版等を行うことにより、自己収入の増加を図る。 　また、「独立行政法人国立健康・栄養研究所施設・設備等利用規程」に基づき、地域住民等への施設開放を行い、研究所の設備等の効率的な利用に努め、併せて自己収入の増加に寄与する。	（２）知的財産の活用等による自己収入の確保 ①知的財産については、その出願や維持に係る費用を勘案しながら、実施につながる可能性の高いものについて必要な維持を行い自己収入につなげる努力を行う。 ②研究成果及び国民健康・栄養調査結果および食事摂取基準等の社会還元を目的に出版（研究所監修による書籍、マニュアル、テキスト等）を行うことにより、自己収入の確保につなげる。 ③施設の開放にあたっては、ヒトを対象とした研究への参加、地域住民の健康づくりという視点を踏まえて研究所設備の効率的利用を推進する。	①審査中の特許１件について、費用対効果を考慮し、審査の継続を取りやめた。 　また、当所が共同保有していた実用新案権、意匠登録権各１件について、権利維持に係る費用対効果を考慮し、権利を放棄した。 ②当研究所が監修を行った書籍（「健康・栄養科学シリーズ」等）及びソフトから印税収入等を得るとともに、「国民健康・栄養の現状 平成２１年版」について出版契約を締結し、自己収入の確保に努めた。 ③研究のための基礎的データ収集のため、協力が得られる方に対して、運動フロアやプール等の施設開放を積極的に行い、自己収入の確保を図るとともに、施設・設備の効率的活用に努めた。

評価の視点等	【評価項目　第３－１　外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置】	自己評定	A	評　定	B
		競争的資金の獲得や受託研究、書籍監修などによる自己収入の確保に取り組んでおり、経費削減についても平成 23 年度目標を達成した。		（委員会としての評定理由） 外部研究資金等を確保する努力については評価できるが、さらなる外部研究資金の獲得を期待する。 （各委員の評定理由） ・環境が厳しい中、目標に近い水準を達成している。 ・外部資金の割合は目標を下回り、競争的資金、受託研究はいずれも、前年を下回った。 ・競争的資金の獲得や受託研究等による自己収入の確保に努めているが、さらなる競争的資金の獲得のための努力が期待される ・努力は認められるが、外部研究資金等の獲得額が中期目標に対して十分とは言えない。 ・外部研究資金等を確保する努力については評価できるが、現状に応じた目標を設定し、その目標を達成するために積極的に取り組まれることを期待する。 ・外部資金獲得件数においても、年度計画を上回って達成している。特許の申請、維持については、その費用対効果を勘案することが必要であり、その視点から対応していることは評価できる。 ・ほぼ目標どおり。 （その他の意見）
[数値目標] ・運営費交付金以外の競争的資金は中期目標期間中に研究資金の 50%以上獲得できたか。		補助金等、競争的研究資金の獲得に努め、今年度の競争的資金は、研究資金の 42.3%獲得した。			
[評価の視点] ・競争的な研究資金の獲得状況はどうか。増減の要因は分析しているか。		実績：○ 社会的ニーズに対応し、かつ質の高い研究課題を選定した上で、積極的に競争的資金等の獲得に努めた。			
・研究成果等の社会還元という観点から、適正に自己収入が得られているか。		実績：○ 研究成果を社会還元するため、受託研究や書籍等の監修を通じて自己収入の増加に努めた。			
・運営費交付金を充当して行う事業について、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。		実績：○ 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算の範囲内での執行に努めた。			
・経費削減の達成状況はどのようなものか。		実績：○ 運営費交付金全体として、平成 22 年度比 3.4%減とした。			

中 期 目 標	中 期 計 画	２３ 年 度 計 画	２３ 年 度 業 務 実 績
２．経費の抑制に関する事項	２．経費の抑制に関する事項を達成するための措置	２．経費の抑制に関する事項を達成するための措置	
（１）各部門において、常勤職員の人件費も含めたコスト管理を四半期毎に行い、効率的な資金の運用とコスト意識の向上を図ること。	（１）各部門において、常勤職員の人件費を含めたコスト管理を四半期毎に行い、効率的な資金の運用とコスト意識の向上を図る。	（１）効率的な資金の運用・管理 ・「無駄削減取組目標」うち、特に無駄削減に向けた職員の意識改革、行政コストの節減・効率化に掲げる事項に係る取り組みを積極的に実施し、予算執行状況の把握とともに、これら取り組み状況について、運営会議で評価を行う。	・各研究部／センターの常勤職員の人件費及び業務費のコスト管理について、監事による月次の会計監査及び幹部職員で構成する運営会議で分析・評価を行うとともに、その内容を研究部に限らず職員全員に周知徹底を図り、コスト意識の向上について啓発を行った。
（２）研究業務の集約化、アウトソーシング等により人的資源の有効活用並びに経費の節減を図るとともに、業務運営に係る経常的経費の削減を図ること。	（２）研究業務の集約化、アウトソーシング等により人的資源の有効活用並びに経費の削減を図るとともに、業務運営に係る経常的経費の削減を図る。	（２）研究業務の集約化 ・各研究部にまたがる研究の実施や、施設整備、スペース等の共同利用により、人的資源、コスト削減につなげる。 ・データ入力、検体の定期検査などの人的コスト削減につながるものについてはアウトソーシングを推進する。また契約にあたっては原則一般競争入札を行う。	・施設・設備や検査機器等の共同利用をさらに行い、コストの削減を行った。 ・引き続き、国民健康・栄養調査のデータ入力、栄養情報担当者資格試験の試験監督業務及び血液検査等の業務について、アウトソーシングを行い、人的コスト及び経費の削減を行った。
	第４　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 １．予算 別紙１のとおり。 ２．収支計画 別紙２のとおり。 ３．資金計画 別紙３のとおり。 第５　短期借入金の限度額 １．限度額 １００，０００，０００円 ２．想定される理由 ア　運営費交付金等の受入れの遅延等による資金の不足 イ　予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給 ウ　その他不測の事態により生じた資金の不足 第６　重要な資産を譲渡、又は担保に供するときは、その計画 該当なし。 第７　剰余金の使途 ア　研究環境の整備に係る経費 イ　職員の資質向上に係る経費 ウ　知的財産管理、技術移転に係る経費　等	第４　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 １．予算 別紙２のとおり ２．収支計画 別紙３のとおり ３．資金計画 別紙４のとおり	

国立健康・栄養研究所　評価シート（注：第３期中期計画一年度目）

評価の視点等	【評価項目　第３－２　経費の抑制に関する事項を達成するための措置】	自己評定	A	評　定	A
		事務処理の効率化、研究機器等の共同利用の促進、人的資源の活用など経費節約に向けたコスト管理への取り組みを図った。		（委員会としての評定理由） 事務処理の効率化、研究機器等の共同利用の促進、アウトソーシングによる人的資源の効率的活用など、経費節減に向けた措置が講じられており、年度計画を上回る実績であると評価できる。 （各委員の評定理由） ・計画に対して努力されていることが認められる。 ・年度計画を上回る実績を挙げている。 ・調達案件の原則一般競争入札化による効率的な資金運用、一部業務のアウトソーシングによる人的資源の効率的活用と人的コストの削減に努めている。 ・現状に応じた経費抑制への努力は評価できる。 ・経費抑制のための管理体制が整備され、具体のいくつかの取り組みが行われていると評価する。 ・充分な実績をあげたものと評価する。 ・外部委託はさらに進めていただきたい。 （その他の意見）	
［数値目標］ －		－			
［評価の視点］ ・コスト管理が適正になされ、効率的な資金運用につながっているか。		実績：○ 調達案件の処理にあたり、原則一般競争入札とし、効率的な資金運用に取り組んだ。			
・人的資源の有効な活用が図られ、それが経費節減につながっているか。		実績：○ 設備等点検業務や、研究業務についてのデータ入力、検体検査などのアウトソーシングにより、人的資源の効率的活用及び人的コストの削減を図った。			
・計画と実績との間に差異がある場合には、理由が明らかにされているか。		実績：○ 計画と実績との差異は経費節減によるものである。			
・運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には、理由が明らかになっているか。		実績：－ 東日本大震災による研究の停止及び縮小、また経費節減によるものである。			
［通知別添］ ・事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。		実績：○ 耐用年数経過後も使用可能な備品を継続使用するなど有効活用を図り、また、消耗品ついてもコピー用紙の両面印刷の励行などにより使用量削減に努めた。			
［政・独委評価の視点等］ **1　財務状況** **（1）当期総利益（又は当期総損失）** ・当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析は行われているか。当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた改善策が検討されているか。 （具体的取組） １億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。		実績：○ 当期の総利益は、4,373,916 円である。 〈要因〉 運営費交付金収益化基準を人件費（退職金を除く）について期間進行基準を採用したことによるもの、また経費節減によるものである。			
（3）運営費交付金債務 ・当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。		実績：－ 運営費交付金について、該当事例はない。			
・運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析を行っているか。		実績：－ 東日本大震災による研究の停止及び縮小、また経費節減によるものである。			
4　契約 **（1）契約に係る規程類、体制** ・契約方式等、契約に係る規程類は、適切に整備・運用されているか。		実績：○ ・平成 21 年 7 月 14 日付にて「1 者応札・1 者応募」に係る改善方策を策定し、ホームページに公表している。 ・平成 21 年 11 月 2 日付の「契約事務取扱要領の改正にて、一括再委託の禁止措置及び再委託の把握措置を定め、11 月 9 日付で「総合評価落札方式による調達マニュアル」を整備するなど、契約の適正化に向けて規定等を適切に整備し運用している。			
・契約事務手続に係る執行体制や審査体制は、適切に整備・運用されているか。		実績：○ 監事による月次監査を実施し、契約方式の妥当性及び契約内容の適正等を審査するとともに、執行機関（会計課）以外で構成される内部監査を実施し、相互牽制を図っている。			
（2）随意契約見直し計画等 ・契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか（その後のフォローアップを含む。）。また、「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況はどうか。		実績：○ 指摘のあった「1 者応札・1 者応募」については、平成 21 年 7 月 14 日付にて改善方策を策定しており、特に 2 カ年連続で一者応札であった契約については、契約監視委員会において点検を受け、具体的な原因を確認するとともに、必要に応じ、参加要件の変更、公告期間の見直し等を行い改善に努めている。 また、「随意契約見直し計画」については、「事務・事業を取りやめたもの」以外は、全ての契約を一般競争入札へ移行し、見直し計画を達成している。			
（3）個々の契約 ・個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。		実績：○ ・会計担当監事が毎月の月次監査時に、個々の契約事例についてのチェックを行い、契約の適正化に努めている。			

国立健康・栄養研究所　評価シート（注：第２期中期計画五年度目）

中 期 目 標	中 期 計 画	２３ 年 度 計 画	２３ 年 度 業 務 実 績
第５　その他の業務運営に関する重要事項 通則法第２９条第２項第５号のその他の業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。	第８　その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置	第５　その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置	
（１）セキュリティの確保 「第２次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。	（１）セキュリティの確保 情報システムに係る情報のセキュリティの確保に努める。 （２）施設及び設備に関する計画 該当なし。 （３）積立金処分に関する事項 該当なし。	（１）セキュリティの確保 ・「第２次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進し、セキュリティの確保に努める。 第６　平成２３年度独立行政法人国立健康・栄養研究所行事等予定表 別紙５のとおり	・情報セキュリティ確保のために、セキュリティ用ハードウェアのアップデートを月１回行い監視体制の強化を継続するとともに、年６回のセキュリティ講習会(感染研と共同開催)、年２回のセキュリティ監査(1 回は感染研と共同実施)を実施した。

評価の視点等	【評価項目　第５　その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置】	自己評定	A	評　定	B
		保有する情報システムについて、「セキュリティ対策実施手順書」の見直しなど、適切な対策を講じて、セキュリティ対策を一層強化した。		（委員会としての評定理由） 保有する情報システムについて、年度計画に沿ったセキュリティの強化に努めていることは評価できる。 （各委員の評定理由） ・目標に対し、妥当な水準と認められる。 ・年度計画に沿った実績（セキュリティ面）である。 ・「セキュリティ対策実施手順書」の見直し等を行い、適切な対策を講じてセキュリティの強化に努めている。 ・中期計画を上回る内容とは言えない。 ・セキュリティ確保の体制を整備し、具体に対応を図っている。 ・セキュリティ講習会６回など重要性からみて評価したい。 （その他の意見）	
［数値目標］ ・年に２回以上のセキュリティチェックが行われているか。		内部での自己チェックに加え、セキュリティ監査会社によるチェックを行っている。			
［評価の視点］ ・情報システム関係のセキュリティは確保されているか。		実績：○ 「セキュリティ対策実施手順書」の見直しにより、さらなるセキュリティの強化を図った。また、セキュリティ監査会社によるチェックを受け問題点を改善した。			
・職員に対するセキュリティ意識の向上に向けた研修会が行われているか。		実績：○ 年６回セキュリティ講習会（感染研と共同開催）を行い意識の向上に努めた。			